

① 令和4年度巡視活動計画(案)

活動内容	実施時期	備考
巡視員会議	■ 春季：7月2日開催予定 ■ 秋季：11月下旬予定	新型コロナウイルス感染症の状況に対応して開催時期・方法の変更あり
合同パトロール	■ 7月下旬(山岳)、9中旬(溪流)実施予定	

合同パトロールのコースは、泡滝登山口～大鳥池～オツボ峰～以東岳コース(吊り橋の仮復旧の目処が立ち次第詳細を決める)のほか、いくつかのコースについて、巡視員の意向を踏まえて決定します。

なお、昨年度の参加実績等を考慮し、週末実施にすることを含めて日程を検討します。

令和4年度巡視員登録状況

巡視員を構成する団体名	令和3年度登録者数	令和4年度登録者数	備考
出羽三山の自然を守る会	7	7	
山形県山岳連盟	13	14	
山形県溪流釣り協議会	10	10	
西川町大井沢区	8	6	
山形県猟友会	9	9	
山形県内水面漁業協同組合連合会	4	4	
鶴岡市朝日庁舎	6	6	
小国の自然を守る会	7	6	
合計	64	62	

※ボランティア保険期間

東北局 令和4年4月1日～令和5年4月1日

※巡視員登録者の推移(東北森林管理局・関東森林管理局)

16年度69名	17年度73名	18年度83名	19年度84名	20年度82名
21年度83名	22年度83名	23年度85名	24年度85名	25年度84名
26年度83名	27年度80名	28年度80名	29年度80名	

平成30年度以降は東北森林管理局登録分のみを掲載

平成30年度 66名、令和元年度 65名、令和2年度 64名
令和3年度 64名、令和4年度 62名

令和4年度 朝日山地合同パトロール希望アンケート(山岳コース)

番号	地域	コース名	目的地	泊数	登山口	ポイント①	宿泊①	ポイント②	宿泊②	ポイント③	ポイント④	下山口	備考
1	西川町	日暮沢小屋→竜門小屋→大朝日岳→日暮れ沢小屋 1泊2日周回	竜門小屋	1泊	日暮沢小屋	-	竜門小屋	大朝日小屋	-	小朝日岳	-	日暮沢小屋	
2	鶴岡市	泡滝ダム⇔狐穴小屋 2泊3日往復	狐穴小屋	2泊	泡滝ダム		大鳥小屋	以東小屋	狐穴小屋	以東小屋	-	泡滝ダム	
3	鶴岡市	泡滝ダム⇔大鳥小屋 日帰り往復	大鳥小屋	日帰り	泡滝ダム	大鳥小屋	-	-	-	-	-	泡滝ダム	
4	鶴岡市	泡滝ダム→オツボ峰→泡滝ダム 1泊2日周回	以東小屋	1泊	泡滝ダム	-	大鳥小屋	オツボ峰	-	以東小屋	大鳥小屋	泡滝ダム	事務局提案(植生保護のための歩道規制(7月下旬実施)) *吊り橋仮復旧次第で実施したい。
5	鶴岡市	泡滝ダム→狐穴小屋→天狗小屋(出谷川含む)2泊3日縦走	出谷川ルート	2泊	泡滝ダム	以東小屋	狐穴小屋	出谷川	天狗小屋	-	-	日暮沢小屋	
6	西川町	日暮沢小屋⇔小朝日岳 日帰り往復	小朝日岳	日帰り	日暮沢小屋	小朝日岳	-	-	-	-	-	日暮沢小屋	
7	大江町	古寺鉱泉⇔大朝日岳 1泊2日往復	大朝日小屋	1泊	古寺鉱泉口	小朝日岳	大朝日小屋	大朝日岳	-	-	-	古寺鉱泉	
8	西川町	大井沢⇔以東小屋2泊3日周回	出谷川ルート	2泊	日暮沢小屋	-	天狗小屋	出谷川→以東小屋	狐穴小屋	天狗小屋	-	日暮沢小屋	
9	西川町	大井沢日帰り周回	障子ヶ岳	日帰り	日暮沢小屋	天狗小屋	-	障子ヶ岳	-	-	-	日暮沢小屋	
10	朝日町	朝日鉱泉⇔大朝日岳 1泊2日周回	大朝日小屋	1泊	朝日鉱泉	鳥原小屋	大朝日小屋	大朝日岳	-	平岩山	-	朝日鉱泉	
11	朝日町	御影森山日帰り往復	御影森山	日帰り	朝日鉱泉	御影森山	-	-	-	-	-	朝日鉱泉	
12	小国町	祝瓶山日帰り往復	祝瓶山	日帰り	針生平	祝瓶山	-	-	-	-	-	針生平	令和3年度計画コース(悪天候で中止)
13	小国町	針生平→大朝日岳→祝瓶山→針生平 1泊2日周回	大朝日小屋	1泊	針生平	大朝日岳	大朝日小屋	祝瓶山	-			針生平	
14	長井市	勸進代→葉山荘→白兔日帰り周回	葉山山荘	日帰り	勸進代口	葉山山荘	-	-	-	-	-	白兔口	令和3年度計画コース(コロナで中止)

希望コース番号 : _____

希望時期 : _____ 月上中下旬 (日帰りコース) _____ 月上中下旬 ~ _____ 月上中下旬

今年は昨年度の実施状況を鑑み、基本的に週末に実施することを検討いたします。

ご意見等 (_____)

団体名 _____
氏名 _____

※本アンケートは、山岳コース合同パトロールの時期とコースを選定するためのものです。月 日()まで、FAX又は電話等でご報告をお願い致します。
なお、アンケートの結果等を踏まえて内容を決定し、各団体あて、改めて合同パトロールの参加募集を行います。

朝日山地森林生態系保護地域合同パトロール実施一覧表(過去7年)

年度	実施日	コース名称	巡視員	環境省	職員	山泊	ルート	備考
平成27年度	9/14	溪流日帰りコース	2		3		朝日鉱泉～二股～朝日俣沢 (モニタリング調査指導含む)	
	9/26	御影森山日帰り	1		5		朝日鉱泉～御影山	
	9/26 ～27	大鳥～狐穴(泊)～ 天狗～南俣沢縦走	1		4	○	泡滝～以東岳～狐穴小屋～ 二ツ石山～天狗～南俣沢出合	
平成28年度	9/12	溪流日帰りコース	1		2		朝日鉱泉～二股～朝日俣沢 (モニタリング調査指導含む)	
	9/24	小朝日岳日帰り	2		4		日暮沢～古寺山～小朝日岳	
	9/24 ～25	大鳥～以東岳	4	1	4	○	泡滝～大鳥池～以東岳	
平成29年度	9/13	溪流日帰りコース			2		朝日鉱泉～二股～朝日俣沢	
	9/23	大鳥池日帰りコース		1	5		泡滝～大鳥池	
	9/23	御影森山日帰り			3		朝日鉱泉～御影山	
	9/23	葉山日帰りコース	3		4		勸進代～葉山山頂～白兔	
平成30年度	9/11	溪流日帰りコース	1		1		朝日鉱泉～二股～朝日俣沢	山岳コースは荒天で中止(1コース)
令和元年度	7/20	古寺鉱泉コース	6	3	4		古寺鉱泉～古寺山(三沢清水)	
	9/18	溪流日帰りコース	1		1		朝日鉱泉～二股～朝日俣沢	
令和2年度	9/19	小朝日岳日帰り	2	1	4		日暮沢～古寺山～小朝日岳	古寺山までとした
	9/29 ～30	古寺鉱泉～大朝日岳			3	○	古寺鉱泉～小朝日岳～大朝日岳～小朝日岳～古寺鉱泉	マツノクロホシハバチ調査
	10/10	障子ヶ岳日帰り	1		9		南俣沢出合～紫ナデ～障子ヶ岳～栗畑～南俣沢出合	
令和3年度	8/7～ 8/8	泡滝ダム～オツボ峰～以東岳	3	1	5	○	泡滝ダム～オツボ峰～以東岳	・葉山コース(コロナ感染拡大により中止) ・祝瓶山コース(悪天候により中止)
計			28	7	63		()書きは合同パトロール以外の参加でカウントに含まない	

朝日山地森林生態系保護地域「巡視活動マニュアル」

1 巡視活動

管理計画に定める行為に反しないように、入山者に対し啓発・指導を行う。

① 保存地区

- ・原則として人手を加えず自然の推移に委ねることになっている区域です。山菜、キノコ、落葉落枝等の採取はしないようにする。
- ・森林限界付近から高山帯及び湿原地帯においては、既設の歩道を利用して、自然植生を傷めないようにする。

② 保全利用地区

- ・試験研究、森林の教育的利用、小規模な森林レクリエーションの場として利用できる区域です。
- ・猛禽類の生息が見られる箇所については、近寄らない。

③ 共通

- ・焚き火はしない
- ・森林環境を保全するため、入山者に対し、「紙くず・食べ残し・空き缶」等ゴミの持ち帰りの啓発・指導を行う。

2 特別指導

巡視活動中に指導・啓発に従わず、不適切な行為を正当化しようとする入山者に対しては次の内容で指導を行う。なお、指導したにもかかわらず、復元等適切な処置をせず不適切な行為を継続する場合は、関係機関へ連絡することになることを付け加える。

- (1)高山植物の盗掘あるいは森林の産物採取、森林の伐採、樹木の損傷 森林法及び自然公園法に違反する行為。保安林内である場合は、保安林のもつ国土保全上の公益的役割から刑が加重される。→森林管理署等
- (2)焚き火は、手続きが必要で許可を受けなければしてはならない。自然公園法に違反する行為。→環境省(羽黒自然保護官事務所)、普通林地(市町村)
- (3)禁漁区における魚釣りは、漁業法、水産資源法、山形県内水面漁業調整規則違反。→山形県水産課
- (4)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の違反(主な項目)
→環境省(羽黒自然保護官事務所)
 - ① 禁止区域違反(鳥獣保護区、休猟区、特別保護地区等)
 - ② 捕獲の時と場所の制限違反(日の出前または日没後等)
 - ③ 狩猟鳥獣以外の鳥獣捕獲禁止
 - ④ ヒナまたは卵の捕獲禁止
 - ⑤ 禁止期間の捕獲(11月15日～翌年2月15日以外の捕獲禁止)
※時期は種類により異なる。主な鳥類、哺乳類。
- (5)ゴミの不法投棄(家電製品等)
→山形県各総合支庁(環境課)等、環境省(羽黒自然保護官事務所)
ゴミの投棄は法律(産業廃棄物処理法等)により禁止されている。また、水質汚染等環境への影響などによっては県条例違反。さらには、国立公園内であれば自然公園法違反となる。

緊急連絡先・連絡事項

現認

連絡

悪質な行為!!
指導に身の危険!!

連絡事項

- ①いつ 何月何日の何時頃
- ②どこで 所在地や目標物等
- ③だれが 行為者の特徴(性別、人数、服装等)
- ④なにを 行為の内容(採取、伐採、毀損等)
- ⑤その他 行為者の交通手段、帰路方向等

朝日庄内森林生態系保全センター

平日：0235-58-1730

休日：080-8058-8704

⑥通報者 巡視員名(所属団体等)

庄内森林管理署 TEL0235-22-3331
山形森林管理署 TEL0237-86-3161
置賜森林管理署 TEL0238-62-2246

連携

連携

管轄警察署

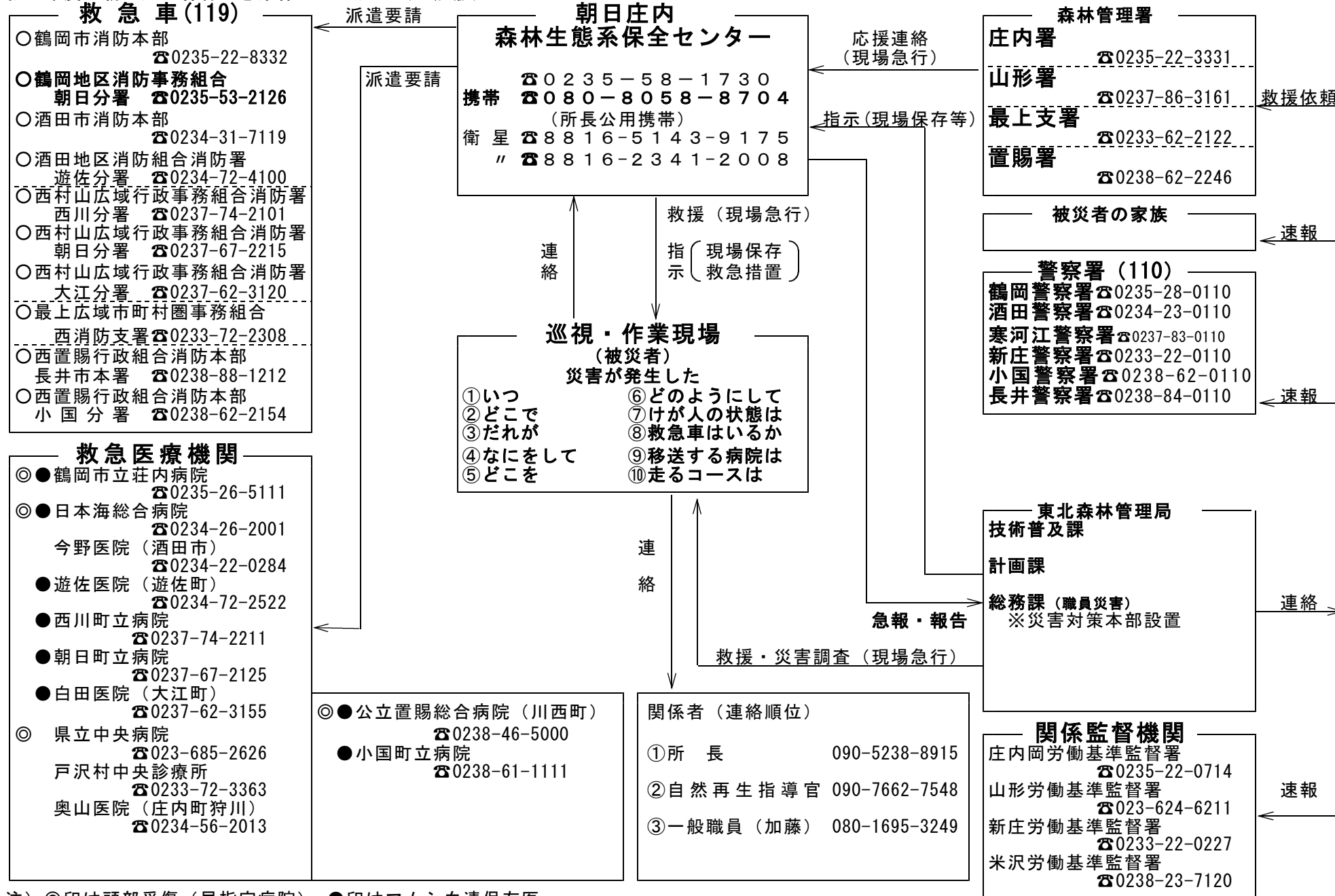
鶴岡警察署 TEL 0235-28-0110
寒河江警察署 TEL 0237-83-0110
長井警察署 TEL 0238-84-0110
小国警察署 TEL 0238-62-0110

関係自治体

鶴岡市 TEL 0235-25-2111
朝日庁舎 TEL 0235-53-2111
朝日町 TEL 0237-67-2111
大江町 TEL 0237-62-2111
西川町 TEL 0237-74-2111
小国町 TEL 0238-62-2111
長井市 TEL 0238-84-2111

緊急連絡体系図

★令和4年度 朝日庄内森林生態系保全センター（一般版）



注) ◎印は頭部受傷（局指定病院）、●印はマムシ血清保有医。

※ 緊急時の連絡体制を確保するため、必要な連絡責任者を定め開始及び終了時に連絡・報告すること。

朝日庄内森林生態系保全センター
担当者：堀川 あて
FAX:0235-58-1731

団体名 _____

氏名 _____

令和4年度 朝日山地森林生態系保護地域巡視員 巡視活動報告

項目	内容
保存地区に関する事項	
保全利用地区に関する事項	
隣接地区等に関する事項	
その他事項 (ニホンジカ やイノシシ等 の確認情報含 む)	

- 注1) 「内容」欄には、日付(曜日)、場所、対象者、活動内容を記載して下さい。
注2) 「隣接地区等に関する事項」欄には、森林生態系保護地域外の隣接地区における活動の場合や保存地区・保全利用地区にまたがる場合に記載して下さい。
注3) 保存地区・保全利用地区にまたがる場合はその旨記載して下さい。
注4) 「その他事項」欄には、森林生態系看板の設置などの情報を記載して下さい。

※ 巡視終了の際は記載の上、担当までFAX等によりご報告願います。

記載例

朝日庄内森林生態系保全センター
 担当者：堀川 あて
 FAX: 0 2 3 5 - 5 8 - 1 7 3 1

団体名 〇〇〇〇会

氏 名 〇〇 〇〇

令和 4 年度 朝日山地森林生態系保護地域巡視員 巡 視 活 動 報 告

項 目	内 容
保存地区に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7 / 2 0 古寺鉱泉～大朝日岳を往復した。特に異常なし。小朝日岳付近の小看板はひもが切れていた（写真参照）。 ・ 1 0 / 3 マツノクロホシハバチの生息域が9月15日の地点から大朝日岳山頂まで、規模は大きくないが延々と続いていることを確認した。
保全利用地区に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 / 1 3、6 / 1 6 朝日鉱泉側登山口～頭殿山（6月13日に）頭殿山登山道の亀裂を発見したのち、6月16日（火）（朝日センターと）すぐに現場を調査でき、大きな問題はないことが確認できてよかった。
隣接地区等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 / 2 3 西川町大井沢根子地内の大規模林道真室川小国線沿いの道路両側にオオハンゴンソウが繁殖し、朝日町木川地内の県道白滝宮宿線との交差点から白滝側に進んだ所まで進出している。
その他事項 （ニホンジカ やイノシシ等 の確認情報含 む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 / 2 3 地蔵峠を小寺側へ少し下ったところでイノシシの若い成獣1頭を確認した。 ・ 1 0 / 2 3 八久和ダム周辺の森林生態系保護地域の入口付近においてニホンジカ成獣オス1頭を確認した。

- 注1) 「内容」欄には、日付（曜日）、場所、対象者、活動内容を記載して下さい。
 注2) 「隣接地区等に関する事項」欄には、森林生態系保護地域外の隣接地区における活動の場合や保存地区・保全利用地区にまたがる場合に記載して下さい。
 注3) 保存地区・保全利用地区にまたがる場合はその旨記載して下さい。
 注4) 「その他事項」欄には、森林生態系看板の設置などの情報を記載して下さい。

※ 巡視終了の際は記載の上、担当まで FAX 等によりご報告願います。

資料2 朝日山地森林生態系保護地域表示看板(小看板)の設置状況

[R4年4月1日現在]

朝日庄内森林生態系保全センター

No	市町別	設置箇所	林小班	区域表示名		R4年度実施予定	R3年度実施状況			直近の状態把握		備考	GPSデータ(デジタルカメラ付属機器)測地系WGS-84			
				保存	保全利用		良好	不明	摘要	点検状況	補修状況		北緯(緯度)	東経(経度)	写真	測日
1	鶴岡市	八久和ダム車止め付近:八久和ダム堤体を渡り設置	78の		○	点検・補修		×	堤体までは、通行可能(工事車両多く通行注意)	R3.10.27(工事の為堤体まで行けず)	H27.5.15更新	R3.10.27八久和ダム堤体までは通行可能 月山ダム方面からは通行止め	38°30' 39"	139°52' 31"	○	H28.5.31
2	鶴岡市	八久和川入り口付近:コンクリート橋を過ぎて設置	89い		○			×	林道通行不可により、入山者が見込めないことから更新しない	R3.10.27(橋崩落の為林道通行不可)	H29.8.22補修	林道橋崩落の為、通行不可	38°28' 44"	139°50' 41"	○	H28.5.31
3	鶴岡市	東大鳥川チウノ沢向116林班界:車待避場所の立木に設置	116ぬ		○		○		R3.10.13点検	R3.10.13点検	H30.11.1		38°26' 4"	139°48' 4"	○	R2.8.28
4	鶴岡市	大鳥池～以东岳直登コース	114イ	○		点検・補修	○		R3.8.8設置更新	R3.8.8設置更新	H29.9.30更新	破損、更新必要	38°21' 09"	139°50' 7"	○	R2.9.8
5	鶴岡市	大鳥池～オツボ峰コース	114イ	○			○		R3.8.8点検	R3.8.8点検	H29.9.20補修		38°21' 47"	139°50' 11"	○	R2.9.8
6	西川町	大井沢川水場付近	93い		○		○		R3.10.19点検	R3.10.19点検	H30.8.19		38°23' 10"	139°57' 00"	○	H27.9.24
7	西川町	大井沢川(1196m大クビト山付近)	93イ		○		○		R3.10.19点検	R3.10.19点検	H30.8.19		38°23' 41"	139°55' 51"	○	R2.10.10
8	西川町	大井沢川焼峰付近	93は		○		○		R3.10.19点検	R3.10.19点検	H30.11.5		38°22' 27"	139°56' 41"	○	R2.10.10
9	西川町	大井沢川粟畑手前	93ほ		○		○		R3.10.19点検	R3.10.19点検	H30.11.5	No9, 10同一箇所に設置	38°22' 16"	139°55' 52"	○	R2.10.10
10	西川町	大井沢川粟畑手前	93ほ		○		○		R3.10.19点検	R3.10.19点検	H30.11.5設置更新			38°22' 16"	139°55' 52"	○
11	西川町	日暮沢小屋付近	81に		○		○		R3.7.15点検	R3.7.15点検	H30.6.1		38°19' 15"	139°56' 36"	○	R2.9.14
12	西川町	清太岩手前(1226m山付近)	80イ	○			○			R2.10.16点検	H30.8.30	巡視員確認	38°18' 32"	139°55' 22"	○	H27.11.4
13	大江町	小朝日岳付近(古寺山との尾根)	80ハ	○		補修		△		R2.9.4点検		巡視員確認	38°16' 28"	139°56' 42"	○	H28.6.22
14	朝日町	白滝コース小朝日岳直下付近	27ほ	○		設置更新		×		R2.9.30確認できず	H29.9.27点検	亡失、更新必要	38°16' 14"	139°57' 13"	○	H28.6.22
15	大江町	畑場峰付近	52ろ		○		○		R3.7.15設置更新	R3.7.15設置更新	R2.8.5看板修繕	更新必要	38°17' 17"	139°58' 48"	○	R2.8.5
16	大江町	古寺鉱泉駐車場	51か2		○		○		R3.7.15点検	R3.7.15点検			38°18' 14"	139°58' 19"	○	H25.6.16
17	朝日町	ナカツル尾根ルート二俣付近	26い	○			○		R3.8.31点検	R3.8.31点検			38°15' 5"	139°57' 41"	○	R2.9.17
18	朝日町	御影森コース大沢峰付近	24ハ	○		点検・補修		△		過去4か年未確認	H28.6.6設置更新		38°14' 14"	139°55' 49"	○	H28.6.6
19	朝日町	白滝林道分岐手前の小沢(林班界)	32い		○		○		R3.5.11点検	R3.5.11点検			38°16' 18"	140°00' 34"	○	R2.8.26
20	朝日町	頭殿山から朝日鉱泉方面約1.2km付近	13は		○		○		R3.9.10点検	R3.9.10点検	H30.9.13設置更新		38°14' 29"	140°00' 45"	○	R3.9.10
21	長井市	葉山山荘付近	264に		○	点検・補修		×	R3.6.16確認できず	R3.6.16確認できず	H30.9.20		38°10' 48"	139°58' 51"	○	H30.9.20
22	長井市	祝瓶山荘ルート中澤峰付近	20ほ		○		○			R2.11.5点検	H29.08.01更新		38°12' 32"	139°56' 26"	○	R2.11.5
23	長井市	祝瓶山荘～桑住平方面吊橋付近	254ハ		○		○			最終確認令和元年度	R1.6.21設置更新		38°11' 33"	139°54' 13"	○	H28.7.21
24	小国町	赤鼻水場～大玉山間	2イ	○		点検・補修		△		過去4か年未確認	H28.9.9設置	設置場所・座標確認要	38°12' 47"	139°53' 59"	○	H28.9.9
25	小国町	角櫓小屋～大玉沢出合手前	2ろ	○			○			R2.9.3点検	H30.7.25	巡視員確認	38°13' 39"	139°52' 40"	○	H28.9.9
26	小国町	町道(五味沢～針生平)三枚沢橋付近	6の	○			○		R3.9.7点検	R3.9.7点検	H30.6.26	設置場所・座標確認要	38°12' 22"	139°49' 10"	○	R3.9.7
27	小国町	林道(石滝沢)最上流部橋より約500m地点	13に		○		○				H30.10.10設置更新		38°09' 23"	139°49' 46"	○	H30.10.10
	東北局計			11	16											

朝日山地森林生態系保護地域説明看板(組立式及び大看板)の設置状況

(令和4年4月1日現在)

記載番号	設置場所				現在状況		経過				令和4年度の計画	備考			
	市町名	設置箇所	林小班等名	参考事項	良好	使用可能	効果無し	H30年度以前の状況					R元年度	R2年度	R3年度
②	小国町	針生平大石橋(吊り橋)手前駐車場	4と林小班	平岩山への登山口で入り込みが多い。	○			○H29年度旧看板を撤去し新型(組立式)看板を設置した。 ○H30年度組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去する。	置賜署実施		
③	白鷹町	愛染峠園地内	民地	黒鴨林道と大規模林道の交差位置で入り込み増を見込む。	○			○H25年度コケがゴマ状に散らばり、文字が見にくくなり始めた。	現地確認出來ず。	柵の一部が腐朽しているが、当面は倒壊等は無い見込み。	柵の一部が腐朽しているが、使用は可能。	状況確認を行う。	黒鴨林道(民有地)経由のみアクセス可能(林道距離長く悪路の為、悪天候時は通行不可)メンテナンスが必要		
④	朝日町	朝日鉱泉の大規模林道駐車場	14ほ林小班	大朝日岳等の登山者、山菜採りの入り込みが多い。	○			○H29年度旧看板を撤去し新型(組立式)看板を設置した。 ○H30年度組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去する。			
⑤	大江町	古寺鉱泉入り口駐車場	51か林小班	大朝日岳の主要登山口で50台駐車でき入り込みが多い。	○			○H25年度コケ・虫の大量発生で文字が非常に見えにくい状況。 ○H26年度山形署の協力で清掃と補修を実施改善(防腐剤塗布含む)。		状況確認。支柱指示・文字盤とも維持	状況確認。支柱指示・文字盤とも維持	状況確認を行う。	メンテナンスが必要		
⑥	西川町	日暮小屋駐車場	81口林小班	10台程度の駐車場があり、入り込みを見込む。	○			○H29年度旧看板を撤去し新型(組立式)看板を設置した。 ○H30年度組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去する。	日暮小屋駐車場入り口		
⑦	西川町	大井沢林道終点駐車場	94い林小班	8台の駐車ができ大井沢障子ヶ岳を左回りで周回出来る登山口。	○			○H26年度雪により天井柱が離脱し、今後破損の危険ある。 ○H27年度案内板上部をステンレス製木ネジ、ワッシャにより固定。損傷部分の補修を実施。		状況確認。支柱指示・文字盤とも維持	状況確認。支柱指示・文字盤とも維持	状況確認を行う。	大井沢林道終点メンテナンスが必要		
⑧	西川町	バカ平登山道入り口	92は3林小班	大井沢から寒江山への登山口で、障子ヶ岳を右回りで周回もできる。	○			○H25年度周囲からコケが侵入をはじめた。H26年度には一部文字が見えなくなることを想定。 ○H29年度点検の結果、継続設置する。	状況確認。支柱指示・文字盤とも維持	状況確認。支柱指示・文字盤とも維持	状況確認。支柱指示・文字盤とも維持	状況確認を行う。	天狗登山口焼峰コース沿いメンテナンスが必要		
⑨	鶴岡市	八久和ダム鱒淵林道分岐点	9131林小班	鱒淵集落を入り口として、釣り人、山菜採りが訪れる場所である。八久和林道89林班入口より林道は橋崩落により通行不可。	○			○H25年度雪圧による傾きはあるが安定しており、下部及び周囲からコケが侵入を始めた。H26年度には文字の一部が見えなくなる事を想定。 ○H26年度コケの進入は少なく遅い状況。 ○H29年度経年設置に伴い、腐朽や積雪による傾斜が進んでいる。(秋に旧看板を撤去し、来春新看板を設置予定)	新型看板を設置・撤去した。	新型看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去する。	八久和林道からは、ダム堤体まで通行可能。月山ダム方面からは、ノコトがな公園付近から通行止めにより通行不可。		
⑩	鶴岡市	泡滝ダム下部の林道脇車回し	113ち林小班	泡滝ダムより800m下流に設置し、大鳥池、以東岳、大朝日岳縦走者の利用が多い。	○			○H29年度に旧看板を撤去し新型(組立式)看板を設置した。	組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去した。	組立式看板を設置・撤去する。			

撤去済みの看板

旧①	小国町	大規模林道小国線トンネル出口付近	33イ林小班	「おぐに白い郷土の森」に通じる道で入り込みを見込む。				○H25年度雪圧で天井丸太が外れ動物が挟まり死亡。H25年10月置賜署森林事務所等により表示板を外し骨組のみを残し撤去。 ○H26年度春に天井丸太が落下し危険度が減少。 ○H29年度撤去。					朝日山地への登山道がなく、入山者も少ないため撤去
----	-----	------------------	--------	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------

② 朝日山地森林生態系保護地域モニタリング調査結果等について

朝日山地森林生態系保護地域モニタリング調査は、朝日山地森林生態系保護地域内における人為的影響の把握を目的として、平成 15 年度から実施してきている。

i 令和 3 年度調査結果の概要

令和 3 年度は、森林植生調査、溪流魚調査及び野生動物調査を実施した。なお、野生動物調査については、録音機材の設置・データ回収は職員実行により実施した。

○森林植生調査

調査は、平成 22 年度に朝日山地森林生態系保護地域保全利用地区（庄内森林管理署管内）に設置された 1 ha の森林植生調査用の区画（25 個の 20m×20m コドラート）において実施した。この区画は、八久和国有林 89 林班ち小班（鶴岡市）の尾根に近い北西向き斜面に位置し、標高は 920～960m である。調査地では、平成 22 年度に初回調査が実施され、平成 27 年度に 2 回目の調査が実施されている。



図 1 森林植生調査の調査位置図

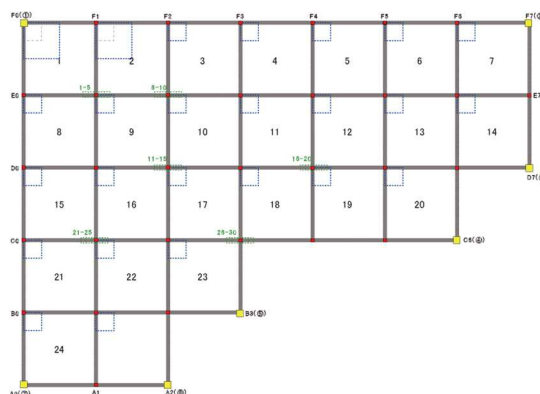


図 2 調査区画イメージ図



写真 1 調査地の林相

ア 林冠構成木・下層木調査

(ア) 生育樹木の状況（調査結果の概要）

本調査地は、ブナが優占し、ホオノキやアカイタヤ等が混生し、オオバクロモジやヤマモミジ等の日本海側のブナ林に特徴的な樹種から構成される落葉広葉樹林である。

本調査地の調査区画では、胸高直径 1 cm 以上の樹木は 31 種出現し、全体の生育本数は（ha 当たり）は 8,690 本、胸高断面積合計（ha 当たり）は約 42m²であった。

胸高断面積合計では、ブナが約 82%で最も大きく、次いでホオノキで約 6%を占めている状態であった。次いでアカイタヤ、テツカエデ、ハウチワカエデといったカエデ類が続くが、これらの占める割合は、いずれも 3%以下であった。本数密度（ha 当たり）では、オオカメノキが約 3,000 本で最も多く、次いでリョウブが約 1,000 本、オオバクロモジが約 800 本となっており、低木～小高木種が上位を占めていた。

(イ) 経年比較

調査区画における胸高直径 10cm 以上の全樹種（林冠構成樹木含む）について、胸高断面積合計及び本数の経年比較を行った（表 1）。

本年度の胸高断面積合計は、平成 27 年度と比べて約 1.2%減少、平成 22 年度と比べて約 4%増加した。

本数は、平成 22 年度には合計 190 本/1ha が記録されていたのに対し、平成 27 年度には 213 本/1ha、本年度には 229 本/1ha となり、胸高断面積はわずかに減少した一方で、本数では増加がみられた。

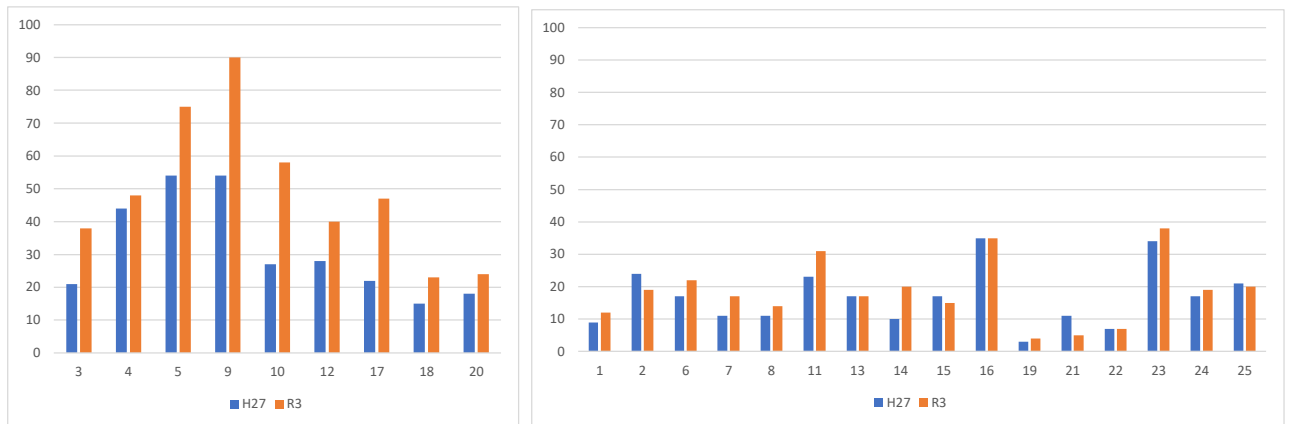
平成 27 年度と比較して、種ごとに胸高断面積合計や本数の増減はみられるが、順位に大きな変化はみられなかった。また、テツカエデの胸高断面積合計、本数共に大幅な増加がみられた。

表 1 調査区画における DBH10cm 以上の全樹種の経年比較

種名	胸高断面積合計(m ² /ha)						本数本/ha)							
	H22	H27	R3	Δ(R3-H27)		Δ(R3-H22)		H22	H27	R3	R3~H27		R3~H22	
											増減	増減	増減	増減
ブナ	35.16	35.72	34.70	-1.024	(-2.9%)	-0.465	(-1.3%)	128	129	119	-10	(-7.8%)	-9	(-7.0%)
ホオノキ	1.86	2.50	2.71	0.206	(+8.3%)	0.847	(+45.6%)	24	31	35	+4	(+12.9%)	+11	(+45.8%)
アカイタヤ	0.54	1.10	1.06	-0.037	(-3.3%)	0.523	(+96.9%)	8	15	11	-4	(-26.7%)	+3	(+37.5%)
ハリギリ	0.18	0.30	0.37	0.066	(+21.6%)	0.186	(+100.6%)	1	1	1	±0	(±0.0%)	±0	(±0.0%)
ミズナラ	0.32	0.36	0.37	0.004	(+1.2%)	0.051	(+16.0%)	1	1	1	±0	(±0.0%)	±0	(±0.0%)
ハウチワカエデ	0.10	0.14	0.27	0.128	(+90.1%)	0.171	(+174.2%)	9	10	21	+11	(+110.0%)	+12	(+133.3%)
テツカエデ	0.05	0.04	0.17	0.124	(+304.7%)	0.113	(+214.4%)	4	1	12	+11	(+1100.0%)	+8	(+200%)
アズキナシ	0.07	0.08	0.09	0.008	(+9.1%)	0.021	(+30.2%)	3	4	4	±0	(±0.0%)	+1	(+33.3%)
タムシバ	0.01	0.09	0.07	-0.019	(-20.3%)	0.065	(+719.7%)	1	10	8	-2	(-20%)	+7	(+700%)
アオダモ	0.03	0.05	0.06	0.012	(+23.9%)	0.034	(+119.3%)	3	4	5	+1	(+25%)	+2	(+66.7%)
ナナカマド	0.04	0.04	0.04	0.003	(+7.5%)	0.000	(-0.9%)	3	3	3	±0	(±0.0%)	±0	(±0.0%)
ウリハダカエデ	0.01	0.03	0.02	-0.004	(-14.5%)	0.013	(+148.5%)	1	2	2	±0	(±0.0%)	+1	(+100%)
ミズギ	-	-	0.02	0.016	-	0.016	-	-	-	2	+2	-	+2	-
アラゲアオダモ	-	-	0.02	0.015	-	0.015	-	-	-	1	+1	-	+1	-
マルバアオダモ	-	-	0.01	0.011	-	0.011	-	-	-	1	+1	-	+1	-
オオバクロモジ	-	-	0.01	0.009	-	0.009	-	-	-	1	+1	-	+1	-
ヤマモミジ	-	0.01	0.01	0.001	(+5.7%)	0.009	-	-	1	1	±0	(±0.0%)	+1	-
ミネカエデ	-	-	0.01	0.008	-	0.008	-	-	-	1	+1	-	+1	-
オオカメノキ	0.03	-	-	0.000	-	-0.027	(-100.0%)	2	-	-	±0	-	-2	(-100.0%)
コシアブラ	0.03	0.01	-	-0.013	(-100.0%)	-0.035	(-100.0%)	2	1	-	-1	(-100.0%)	-2	(-100.0%)
合計	38.43	40.48	39.99	-0.48	(-1.2%)	1.57	(+4.1%)	190	213	229	+16	(+7.5%)	+39	(+20.5%)

※ 林冠構成樹木として経年的に計測されている立木の中で、林冠に達していないと 4 個体が判断されたが、経年比較のため本表の計算には組み込んだ。

前回調査から、林相には大きな変化はないが、林冠木が倒れたり、枯損したりしてギャップが生じた場合は、林床が明るくなり、下層木の増加、生長に繋がっていることが示唆された（図3）。



ギャップのあるコドラート 下層木の本数

ギャップのないコドラート 下層木の本数

※ 本グラフでは、前回調査と同じ調査仕様で計測された DBH5cm 以上の個体を対象とした。

図3 ギャップのあるコドラートとないコドラートの下層木本数

イ 下層植生調査

(ア) 確認された種とその経年比較

下層植生調査は主に林床に生育する草本と胸高直径 1 cm 未満の木本植物を対象としており、計 30 個の 1m×1mコドラート（方形枠）内で調査した。

本年度確認された植物の種数は 39 種であり、平成 27 年度の 37 種とほぼ同数であった（参考：平成 22 年度は 39 種）。

木本は、オオカメノキ、オオバクロモジ、タムシバ等の低木種その他、ブナも比較的多くみられた。草本では、チシマザサ、チマキザサが多く確認された。また、ツルアリドオシ等の林床性の多年草、イワガラミ、ツタウルシ等の林縁～林内にかけて生育するつる性木本も多くみられた。

継続して出現している種については大きな経年変化が認められなかった。各植生プロットについても、種組成については全体的には大きな変化は認められなかった。

山菜として利用されている植物は、コシアブラや「ねまがりだけ」の呼び名で親しまれているチシマザサ等であるが、本調査箇所で山菜利用がされているはずもなく、大きな変化は見られなかった。

(イ) 最優占種の変化

各植生プロットにおける優占種については、チシマザサ、カエデ類が多くを占めている。斜面上部プロットの優占種が、ホオノキからチシマザサに変化しており、林床の遷移がうかがえた。これは、垂高木～低木層の下層木の生長が旺盛になり、その下層の草本層に光が届かなくなって、草本種の生育が抑えられたものの、その影響をあまり受けなかったササ類が相対的にやや攻勢になった可能性がある。

再現した植生プロットにおける結果を平成 27 年度と比較すると、各植生プロッ

トでは、最優占種の優占度が平成 27 年度と比較して減少する傾向がみられた（図 4）。また、植被率が全体的に減少したが、下層木（主に亜高木～低木層に生育）の生育が旺盛になり、さらにその下の草本層が暗くなったことが一因であるかもしれない。今後は、そういった要因を突き止めるためにも、ギャップが生じた箇所に、下層植生コドラートを新設することも検討することが望ましいであろう。



図 4 各植生プロットにおける最優占種の優占度の経年比較

○ 溪流魚調査

本調査は、朝日川源流域である山形森林管理署管内の西村山郡朝日町大字立木外 5 字朝日岳外 49 国有林 23 林班ろ小班と、25 林班い小班にある朝日俣沢の禁漁区（保存地区）及び、22 林班い小班にある朝日川の遊漁区（保全利用地区）の 2 地区で実施した（図 5、写真 2）。

禁漁区は、朝日俣沢と黒俣沢の出合から上流約 300m～約 600mまでの区間で、遊漁区は、朝日俣沢と黒俣沢の出合から下流約 1,000m～約 1,300mまでの区間である。この 2 地区では、平成 16 年度以降、令和 2 年度を除き継続して調査が実施されている。

現地調査は、令和 3 年 8 月 30 日～9 月 1 日及び 9 月 27 日～29 日に実施した。



図 5 調査地区位置図

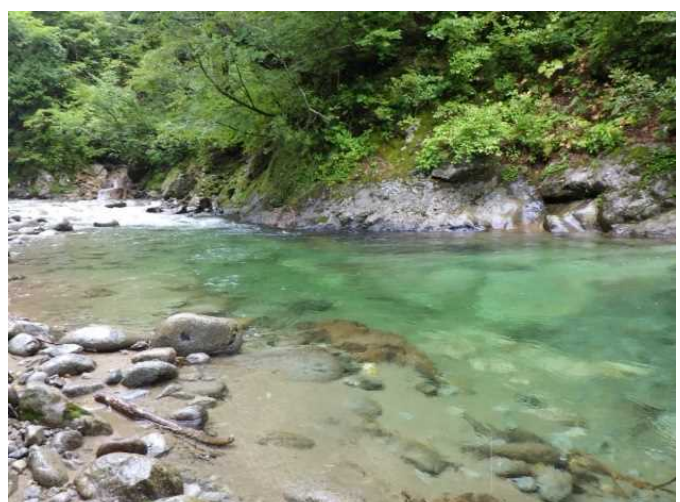


写真 2 溪流の状況（遊漁区）

ア 捕獲調査

(ア) イワナの捕獲状況

各調査地区では、300mの区間を50mずつのプロットに区切られた6つの調査プロットが設定されている。各プロットは、下流側より1~6の枝番号がつけられ、禁漁区はA-1~A-6、遊漁区はB-1~B-6となっている(図6)。

a 捕獲個体数

禁漁区： 63 個体 (1回目 30 個体 + 2回目 33 個体)

※ 捕獲数は遊漁区の約 2.0 倍

遊漁区： 31 個体 (1回目 14 個体、2回目 17 個体)

b 捕獲個体の体サイズ

禁漁区： 尾叉長 16.6cm (最小 5.0~最大 30.9)、
体重 70.6g (最小 1.5~最大 242.0)

遊漁区： 尾叉長 16.5cm (最小 4.9~最大 27.6)、
体重 76.3g (最小 1.2~最大 217.7)

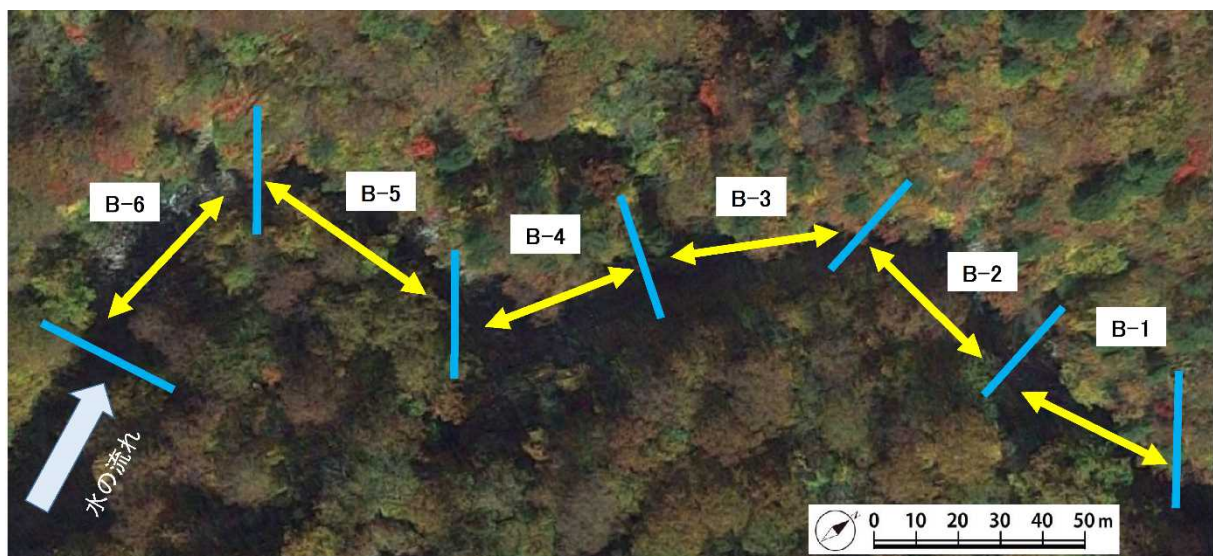
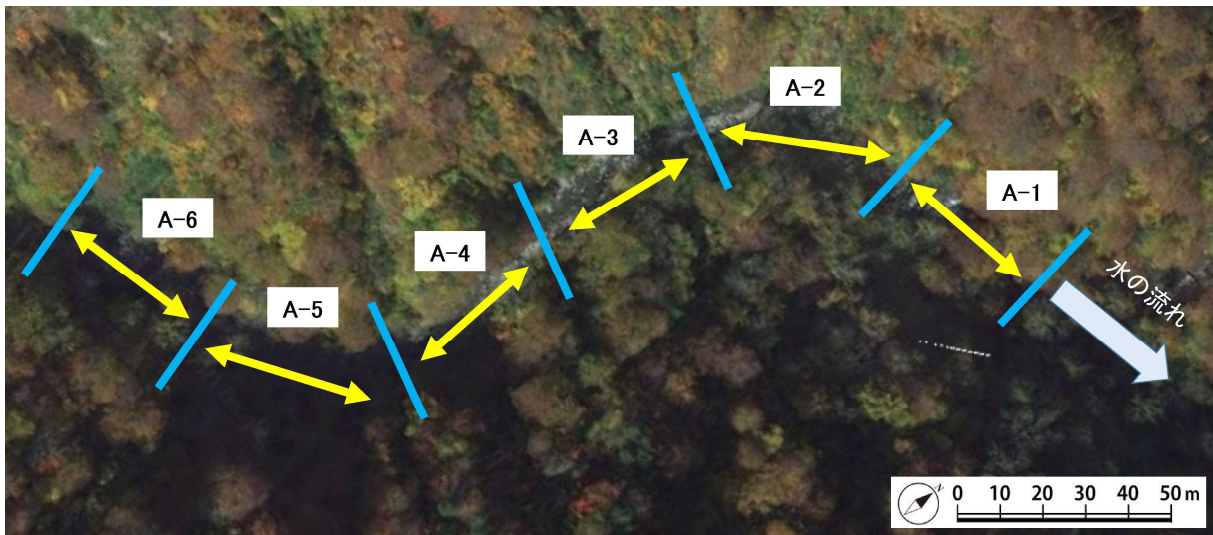


図6 調査プロットの配置状況 (上：禁漁区、下：遊漁区)

c 特徴

- ・ 禁漁区と遊漁区の合計数は、94 個体（1 回目 44 個体、2 回目 50 個体）であった。各地区の捕獲数を比べると、禁漁区は遊漁区の約 2 倍であった（表 2、写真 3）。
- ・ 今年度の禁漁区の尾叉長は、当歳魚と考えられる 7~8cm、1 歳魚と考えられる 15cm 前後、主に 2 歳魚と考えられる 20cm 前後あたりなどいくつかピークがみられ、特に 20cm 以上の個体が多かった（図 7）。
- ・ 今年度の遊漁区の尾叉長は、当歳魚と考えられる 7~8cm、2 歳魚以上と考えられる 25~26cm の 2 つのピークがみられ、1 歳魚に相当すると考えられる 15cm 程度の個体は未確認であった（図 7）。
- ・ 比較的捕獲数が多い禁漁区では、特に 15cm 以上の個体が多く、10cm 以下の小型の個体が少ない傾向がみられた（図 7）。この理由の一つとして、イワナ類の当歳魚は河川内のたまりを好んで生息することが知られており（長谷川・前川、2009）、禁漁区は遊漁区に比べてたまりと類似する環境である淵の数が少なかったことも要因の一つの可能性として考えられる。
- ・ イワナ以外の魚類としては、カジカ 35 個体（1 回目 24 個体 + 2 回目 11 個体）が遊漁区のみで確認された（写真 4）。

表 2 捕獲及び推定個体数の経年変化

区分		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
		9月	9月	9月	9月	-	9月	9月	9月	9月
禁漁区	捕獲個体数	51 (56)	38 (43)	75 (81)	47 (55)	-	79 (87)	19 (19)	31 (31)	68 (71)
	年をまたいだ再捕獲数	-	2	12	7	-	5	2	4	3
	推定個体数	138 ±41	83 ±22	242 ±71	89 ±19	-	217 ±55	-	-	300 ±119
遊漁区	捕獲個体数	28 (30)	52 (54)	37 (39)	27 (27)	-	48 (50)	28 (28)	13 (13)	16 (16)
	年をまたいだ再捕獲数	-	5	4	4	-	0	1	0	0
	推定個体数	83 ±34	248 ±111	101 ±36	-	-	224 ±100	-	-	-

区分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
		9月	9月	9月	9月	9月	9月	9月	-	9月
禁漁区	捕獲個体数	62 (74)	60 (69)	50 (53)	40 (41)	79 (91)	35 (35)	111 (124)	-	63 (63)
	年をまたいだ再捕獲数	9	8	10	8	7	4	15	-	1
	推定個体数	344 ±137	455 ±242	166 ±62	215 ±112	164 ±32	-	281 ±56	-	-
遊漁区	捕獲個体数	70 (71)	34 (34)	32 (35)	26 (27)	55 (58)	15 (15)	65 (71)	-	31 (31)
	年をまたいだ再捕獲数	1	0	1	1	0	0	1	-	0
	推定個体数	-	-	80 ±28	98 ±49	204 ±78	-	189 ±54	-	-

*1 H16・H17 年度は初夏季にも調査を実施しているが、経年的な変化を比較するために、秋季(9月)のデータのみを示した。

*2 捕獲数合計で、()内の数値は再捕獲も含めた総捕獲数を示す。なお、H19 年度のみ総捕獲数より 10cm 未満の標識を行わなかった個体を除いた数量で集計した。

*3 推定個体数の「-」は再捕獲個体が得られなかった、もしくは捕獲個体数が少ないため個体数推定ができなかったことを示す。

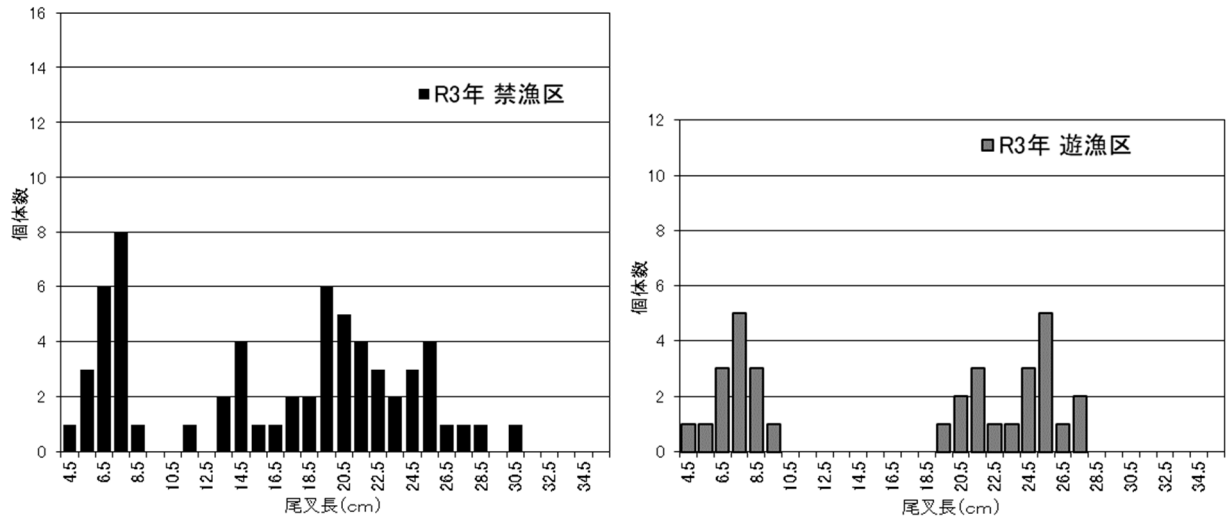


図7 捕獲個体の尾叉長の分布 (第IV期 令和3年度)



写真3 捕獲したイワナ



写真4 カジカ (遊漁区)

イ 環境条件調査

項目		禁漁区	遊漁区	備考
流量 (m ³ /s)		1.44	2.17	遊漁区は禁漁区の約 1.5 倍
水温 (°C)		11.4~11.9	12.0~12.2	
pH		7.57~7.87	7.43~7.48	
餌資源 (水性昆虫)	個体数 (/m ²)	438.3	325.0	両区間ともに水生昆虫のコカゲロウ科やミドリカワゲラ属の個体数が多かった。
	種数	59種	65種	
	湿重量 (g/m ²)	1.095	0.997	
河床材料		禁漁区、遊漁区ともに石礫が卓越し、粒径 20~50 cmの中石が主体であるが、50 cmを超える巨石も存在。		

イワナの主な餌であるトビケラ目の湿重量に着目すると、今年度の湿重量は、平成 24 年度及び前回の令和元年度に比べ、禁漁区で約 20 分の 1、遊漁区で 10 分の 1 以下の湿重量であった（表 3）。

こういったトビケラの仲間は生息基盤となっている河床（礫）が安定している所では生息数と現存量が多くなる傾向がある。一方、出水が多く、河床が不安定なところでは、生息数と現存量が少なくなる傾向がある。平成 24 年度は夏季が猛暑で非常に渇水であったこと、令和元年度も調査直前に大きな出水がなかったことから、河床の安定性が高かったものと思われる。

今年度は調査直前に降雨があり、河床の礫が動いたことで、これらトビケラの仲間が下流に流された結果、全体的に現存量が減少した可能性があるものと考えられる。

表 3 イワナの主要餌であるトビケラ目の湿重量及び全体に占める割合

年度	湿重量 (g/m ²)		全体に占める割合 (%)	
	禁漁区	遊漁区	禁漁区	遊漁区
H24	2.59	1.69	37.2	30.2
H25	0.067	0.03	3.2	1.9
H26	0.425	0.187	9.4	4.1
H27	0.85	0.92	12.4	17.6
H28	0.024	0.248	0.5	2.9
H29	0.19	0.18	3.9	7.3
H30	0.18	0.22	13.5	17.8
R1	2.43	1.93	18.1	25.5
R3	0.13	0.15	11.7	15.2



写真5 餌資源調査（サバ-瀬での採集）



写真6 アミメシマトビケラ属 sp.

ウ 釣り人の利用実態調査

- (ア) 調査方法：アンケート調査（朝日鉱泉で配布）
- (イ) 回答数：20名（令和2年度3名、令和3年度17名）
このうち、初めて来られた方が2名（令和2年度1名、令和3年度1名）であり、多くはリピーターであった。
- (ウ) 利用状況：釣りの場所は、朝日川本川のほか、黒俣沢など支川であった。
- (エ) サイズ：良く釣れるイワナのサイズは15～30cmで特に20～35cmの回答が多かった。

○野生動物調査

朝日山地森林生態系保護地域及び周辺部へのニホンジカの侵入・生息状況を把握するため、山形大学農学部の江成広斗教授が公開している「ニホンジカの低密度管理の実現を目指したボイストラップ法の有効性」（プレプリント, 江成・江成 2020）を参考にして実施した。

ア 調査地・調査内容とその方法

本調査では、令和元年度に侵入可能性が高いとされ調査が実施された八久和地区、大鳥地区、荒川上流地区に加え、地域住民等からニホンジカの目撃情報が寄せられた日暮沢地区、古寺地区も対象地区とした（図8）。

なお、調査地では、令和元年度に初回調査、令和2年度に2回目の調査が実施されたが、ニホンジカの鳴声は確認されていない。

(ア) アコースティックモニタリング調査（PAM法）

録音機材は、WildlifeAcoustics社製のアコースティックレコーダーSM4を使用し、オフピーク時以外（午後3時から午前7時）を録音するようタイマーをセットした。各地点における設置期間を表4に示す。

表4 録音機設置期間

地区名	地点名	地点 No.	調査期間		日数
			設置日	撤去日	
八久和	森林基幹林道方面	No.1	9月1日	11月30日	91
大鳥	技術開発試験地そば	No.3-1	9月1日	10月14日	44
	東大鳥ダム右岸	No.3-2	10月14日	11月30日	48
荒川上流	大規模林道	No.2	9月7日	11月29日	84
日暮沢	根子川林道	No.4	9月2日	11月30日	90
古寺	ブナ峠	No.5	9月2日	12月7日	92

(イ) マニュアル作業によるスクリーニング

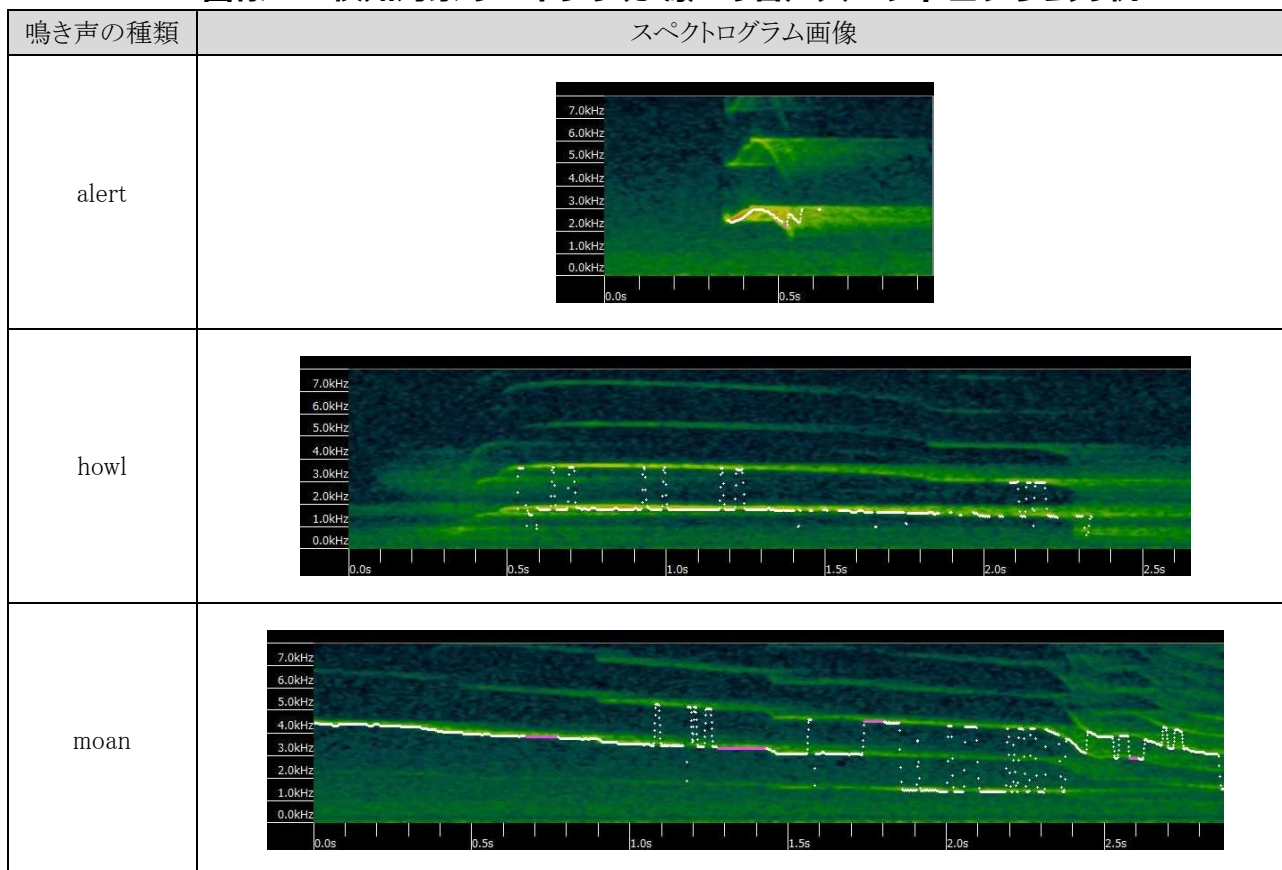
記録された音声データから、Wildlife Acoustics社製のソフトウェアKaleidoscopePro5によりシカの鳴声候補を自動抽出した後、マニュアル作業でスクリーニング（視覚（スペクトラム）と聴覚（音声）によって真のニホンジカの鳴声かどうかを判別する作業）を行った。

分類器（鳴声判別モデル）は前述のプレプリントの電子付録として公開されているcluster.kcsを用い、検知対象はalertと、howl（弱音はhowl_wとする）、moanの3種とした。それぞれの鳴声の特徴を表5に、音声スペクトログラムの例を画像1に示す。

表5 検知対象のニホンジカ鳴声の特徴

鳴声の種類	特徴
alert	甲高く短い警戒音
howl	オス同士が互いの位置を主張する際に発する長い咆哮
morn	縄張り内の優位オスのみが発する長い咆哮

画像1 検知対象のニホンジカ鳴声の音声スペクトログラムの例



イ 調査結果

(ア) PAM 法による検出結果

総録音時間は 6,808 時間に及んだ。分類器を使用したところ、その音声データから、10,422 例の音声シカ鳴声候補として検出された。地点別のシカ鳴声候補検出数を表 6 に示す。

表 6 分析器が検出した地点別シカ鳴声候補数

地区名	地点名	地点 No.	分析器検出シカ鳴声候補数			
			alert	Howl ^{注1}	moan	合計
八久和	森林基幹林道方面	No.1	528	1,008	5,244	6,780
大鳥	技術開発試験地そば	No.3-1	61	94	307	462
	東大鳥ダム右岸	No.3-2	18	39	419	476
荒川上流	大規模林道	No.2	114	119	596	829
日暮沢	根子川林道	No.4	45	9	1,288	1,342
古寺	ブナ峠	No.5	61	12	460	533
計			827	1,281	8,314	10,422

注 1) howl_w を含む

(イ) PAM 法による検出結果

検出結果を対象に真の鳴声であるか否かを判断するため、マニュアル作業でスクリーニングを行った。

同時間における重複カウントを除外（2 例）したところ、howl が 5 セット 11 回確認された。確認されたシカ鳴声数を地点別に表 7 に示す。以下、鳴声の種類別に、結果を述べる。

表 7 地点別 実際のシカ鳴声数

地区名	地点名	地点 No.	シカ鳴声セット数と回数 ^{注1}							
			alert		howl [※]		moan		合計	
			回数	セット	回数	セット	回数	セット	回数	セット
八久和	森林基幹林道方面	No.1	0	0	3	2	0	0	3	2
大鳥	技術開発試験地そば	No.3-1	0	0	0	0	0	0	0	0
	東大鳥ダム右岸	No.3-2	0	0	0	0	0	0	0	0
荒川上流	大規模林道	No.2	0	0	5	2	0	0	5	2
日暮沢	根子川林道	No.4	0	0	0	0	0	0	0	0
古寺	ブナ峠	No.5	0	0	3	1	0	0	3	1
計			0	0	11	5	0	0	11	5

注 1) 連続で確認された鳴き声(複数回数)で、同一個体が発したと考えられるものを 1 セットとして扱った。

注 2) howl_w を含む

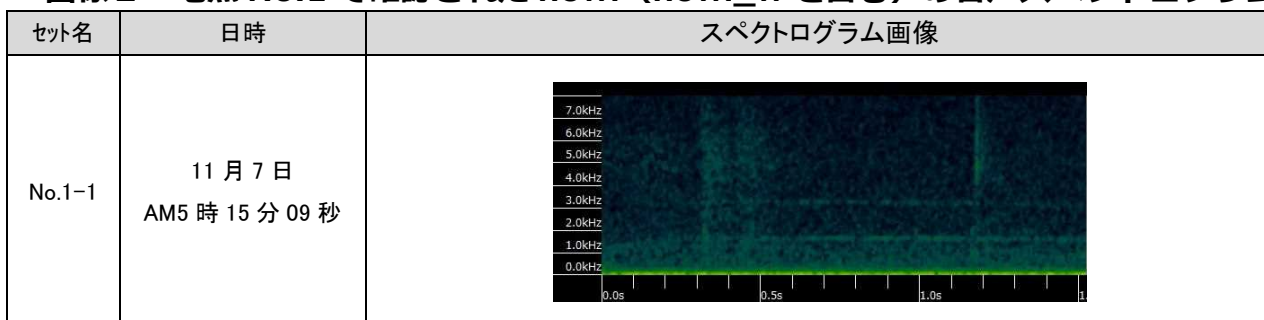
a alert

alert は、今回の調査では確認されなかった。

b howl

howl は地点 No.1(八久和地区 森林基幹林道方面)で 2 セット 3 回（画像 2）、地点 No.2(荒川上流地区 大規模林道)で 2 セット 5 回（画像 3）、地点 No.5(古寺地区 ブナ峠)で 1 セット 3 回（画像 4）確認された。うち、No.1-2 は moan として検出されたが、音声とスペクトログラムの一致により howl と同定した。

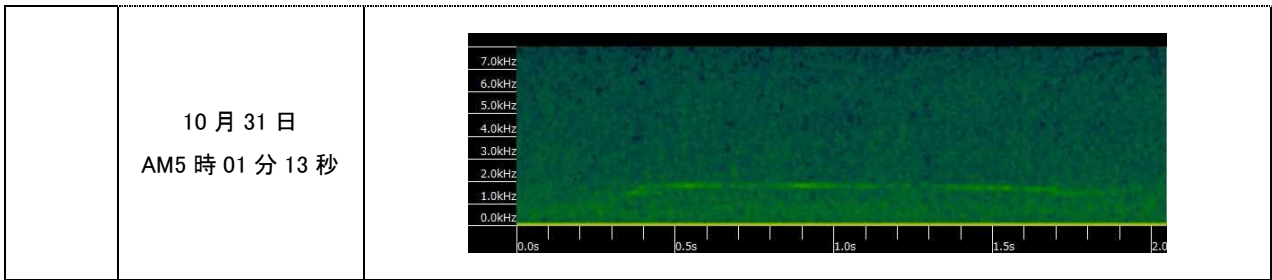
画像 2 地点 No.1 で確認された howl (howl_w を含む) の音声スペクトログラム



No.1-2	11月7日 AM5時42分32秒	
	11月7日 AM5時42分37秒	

画像3 地点 No.2 で確認された howl (howl_w を含む) の音声スペクトログラム

セット名	日時	スペクトログラム画像
No.2-1	10月11日 PM6時30分24秒	
No.2-2	10月31日 AM5時01分05秒	
	10月31日 AM5時01分09秒	
	10月31日 AM5時01分10秒	



画像4 地点 No.5 で確認された howl (howl_w を含む) の音声スペクトログラム

セット名	日時	スペクトログラム画像
No.5-1	11月1日 PM7時09分48秒	
	11月1日 PM7時09分50秒	
	11月1日 PM7時09分53秒	

c moan

moan は今回の調査では確認されなかった。

(ウ) シカの侵入状況

本調査では、シカの鳴き声としては、howl のみが5セット11回確認された。howl が確認された箇所を図8に示す。

また、江成・江成(2020)では、シカの侵入、定着は、表8のように区別できるとされている。すなわち、howl のみが散発的に聴かれる地域は侵入初期(段階1)で、howl の発声頻度が高まると同時に moan も聴かれる地域は定着初期(段階2)へ移行した可能性があるとして示唆されている。

これに基づくと、八久和地区、大鳥地区、古寺地区は二ホンジカ侵入初期段階にあると推察できる。

表8 シカの分布区分（江成・江成 2020 より作成）

段階		内容
1	侵入初期	1～3 歳程度の若齢オスが分散行動によって新たな生息地へ侵入し、優位オス（侵入したオスが成熟し、高順位になった個体）が見られ始める段階
2	定着初期	優位オスの数が増加し、発情期には縄張りを形成する定着個体もみられはじめると同時に、徐々に分布を広げる少数のメスもその生息地に到達しはじめる段階
3	繁殖増加	オス－メス比が同程度になって個体数が顕著に増加する段階

(I) 今後のモニタリングについて

上記の結果を受けて、今後は、今回侵入が確認された 3 地区に着目するとともに、以下の項目に留意しつつ、森林生態系保護地域及びその周辺部へのニホンジカの侵入状況を把握していく必要があるといえる。

- ・ 調査対象地は広大な朝日山系であり、限られた機材数でモニタリングする場合は、1～2 週間で調査地点を移動させつつ、多くの地点でデータを取ることが望ましい。
- ・ 調査地点の選定にあたっては、隣接する森林の配置から予想されるシカの流入経路に留意して、録音機材の設置地点を設定することが望ましい。
- ・ 朝日山系におけるシカの鳴声のピーク時期はまだ判明していないため、録音機器の設置時期は、ひとまず 10 月を中心に実施することが望ましい。

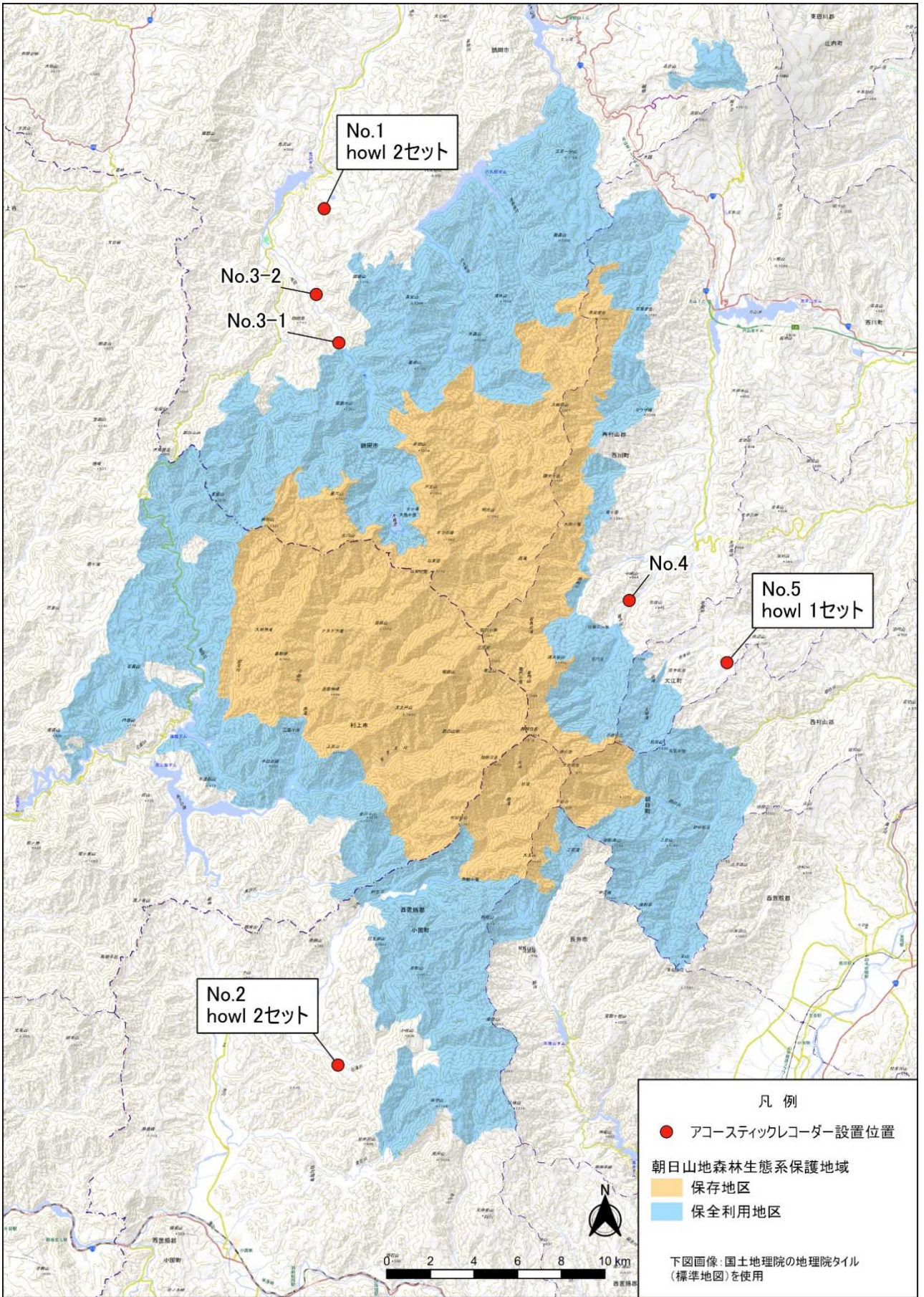


図8 野生動物調査 調査地全体図 及び シカの鳴き声が確認された地点

ii 令和4年度調査

令和4年度は、森林植生調査、溪流魚調査及び野生動物調査（音声データのクラスター分析、スクリーニング^{※1}によるニホンジカの声の同定等の取りまとめ）については、請負により実施する（4月25日契約済）。

また、野生動物調査のうち、録音機材の設置・移動と音声データ回収は職員実行（朝日庄内森林生態系保全センター）により実施する。

○森林植生調査・溪流魚調査

ア 森林植生調査

森林植生調査については、山形森林管理署管内の西村山郡西川町大字大井沢字中山外18国有林93林班い小班（平成23年度・28年度と同一箇所）で調査を実施（図9）。

山菜利用実態調査については、西村山郡西川町を対象に聞き取り調査を実施。

イ 溪流魚調査

山形森林管理署管内の西村山郡朝日町立木外5朝日岳外49国有林22林班い小班ほか（図9、例年と同一箇所）で調査を実施。

（増水時を極力避けるよう仕様書に記載済）

○野生動物調査

近年、ニホンジカが各地で生息範囲を拡大していることから、保護地域内での生息がこれまで確認されていないニホンジカに着目し、平成30年度に策定した平成31～35年度（令和元～5年度）の調査計画に基づき、ニホンジカの侵入可能性が高い「八久和地区、大鳥地区、荒川上流地区」においてシカの繁殖時期にアコースティックモニタリング（PAM法）^{※2}を実施するとともに、ニホンジカの侵入可能性が低い「古寺鉱泉」^{※3}及び「日暮沢」においても、令和元(2019)年10月に山形森林管理署の職員がブナ峠林道でオスジカを確認（36林班ゆ7小班）していること及び同年秋に地域住民から「日暮沢登山口周辺（森林生態系保護地域内、古寺鉱泉から約2km）でシカが目撃された」との情報が寄せられていることから、同様の調査を実施し、生息状況を把握する（表9、図10）。

なお、調査地点については、最新のニホンジカ目撃情報の状況に留意するとともに、令和3年度のモニタリング調査報告書において、広大な朝日山系を限られた機材数で調査する場合は1～2週間単位で調査地点を移動させつつ多くの地点でデータを取ることが望ましい等の助言があったことから、状況に応じて図10の調査地点の変更や、現地を確認しつつ調査地点を追加して実施。

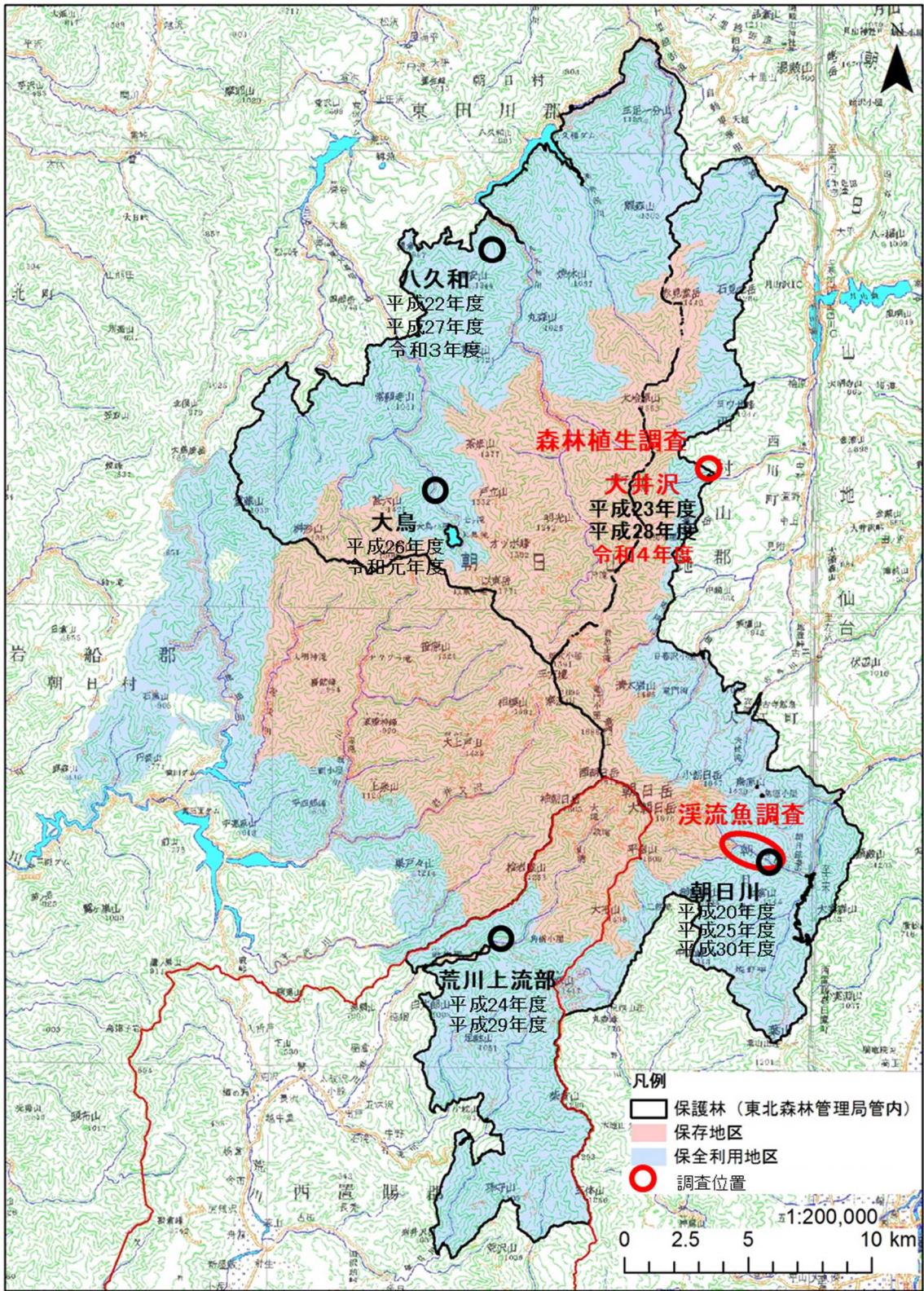


図9 森林植生調査・溪流魚調査箇所位置図

表9 調査地点と調査時期

地区名	箇所名	署	市・郡町村	大字	字（国有林名）	林小班	調査時期
八久和	森林基幹林道	庄内	鶴岡市	荒沢	池の平国有林	101あ	9月中旬～ 11月中旬
大鳥	技術開発試験 地そば			大鳥	深谷現国有林	117ぬ	9月中旬～ 10月中旬
	東大鳥ダム右 岸						105ほ
荒川上流	大規模林道	置賜	西置賜郡 小国町	石滝外2	足駄山外4 569 番外4国有林	16そ	9月中旬～ 11月中旬
日暮沢	根子川林道	山形	西村山郡 西川町	大井沢	中山外18国有林	82へ	9月中旬～ 11月中旬
古寺鉾泉	ブナ峠		西村山郡 大江町	貫見	古寺山国有林	47こ1	9月中旬～ 11月中旬

（野生動物調査の調査位置は予定であり変更・追加する場合がある）

※1 スクリーニング

ソフトウェア KaleidoscopePro5 を用いて分析した音声データ（wav ファイル）をクラスター分析してシカ鳴声候補を抽出し、PC 画面上に一覧表とスペクトログラムを表示、各々の鳴声候補について視覚（スペクトログラム）と聴覚（音声）によって真のシカの鳴声かどうかを判別するのがスクリーニング作業である。

※2 アコースティックモニタリング

ニホンジカのモニタリング手法の1つ。オスジカが発するハウル（咆哮）を利用して個体数を推定する。音による個体検出であるため、目視やカメラ撮影で得られない個体情報を把握できることが特徴である。PAM法（Passive Acoustic Monitoring）とAAM法（Active Acoustic Monitoring）の2種類があり、今回利用するPAM法は、ハウルを集音器で録音し、個体数指標としてカウントする方法。

※3 ニホンジカの侵入可能性が低い「古寺鉾泉」

調査計画では、ニホンジカの侵入可能性が低い「古寺鉾泉」については、近傍での目撃情報があった場合にアコースティックモニタリングを実施することとしている。

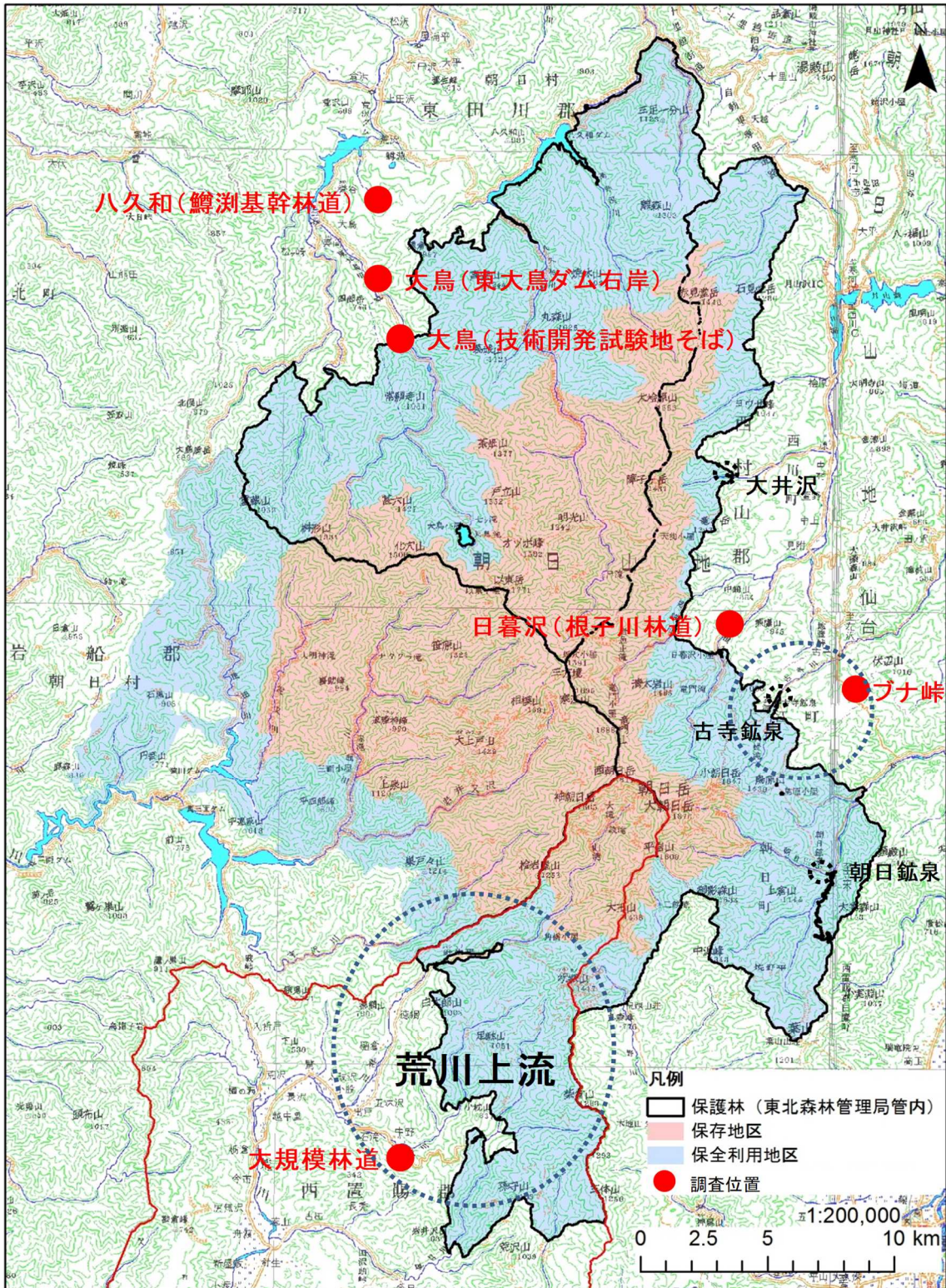


図10 アコースティックモニタリング調査地点

iii 令和5年度調査計画の概要

令和5年度は、森林植生調査、溪流魚調査及び野生動物調査（音声データのクラスター分析、スクリーニングによるニホンジカの声の同定等の取りまとめ）については、請負により実施する。

また、野生動物調査のうち、録音機材の設置・移動と音声データ回収は職員実行（朝日庄内森林生態系保全センター）により実施する。

なお、本調査計画に係る請負の発注業務については、着実な実施が図られるよう、令和5年度予算成立後できる限り早期に実施するものとする。

○ 森林植生調査・溪流魚調査

ア 森林植生調査

森林植生調査及び山菜利用実態調査の調査サイクルについては、図1-1に示すとおりである。

森林植生調査については、置賜森林管理署管内の西置賜郡小国町大字石滝外2字足駄山外4569番外4国有林5林班に小班及び5林班ほ小班（平成24年度・29年度と同一箇所）で調査を実施（図1-2）。

また、山菜利用実態調査については、西置賜郡小国町を対象に聞き取り調査を実施。

期	年度	植生調査	調査間隔	山菜利用実態調査	調査間隔
第1期	H15	朝日川			
	H16	朝日川		朝日町	
	H17	朝日川		西川町、旧朝日村	
	H18	朝日川		長井市、小国町	
	H19	朝日川		大江町	
第2期	H20	朝日川		朝日町	4 -1
	H21	大鳥		西川町	4 -1
	H22	八久和		旧朝日村	5 0
	H23	大井沢		小国町	5 0
	H24	荒川上流部		大江町	5 0
第3期	H25	朝日川	5 0	朝日町	5 0
	H26	大鳥	5 0	西川町	5 0
	H27	八久和	5 0	旧朝日村	5 0
	H28	大井沢	5 0	小国町	5 0
	H29	荒川上流部	5 0	大江町	5 0
第4期	H30	朝日川	5 0	朝日町	5 0
	R1	大鳥	5 0	旧朝日村	4 -1
	R2	(未実施)		(未実施)	
	R3	八久和	6 +1	大江町	4 -3
	R4	大井沢	6 +1	西川町	8 +3
	R5	荒川上流部	6 +1	小国町	7 +2

図1-1 森林植生調査及び山菜利用実調査の調査サイクル

イ 溪流魚調査

山形森林管理署管内の西村山郡朝日町立木外5朝日岳外49国有林22林班い小班ほか（図1-2、例年と同一箇所）で、同様の調査を実施。

（増水時を極力避けるよう仕様書に記載する）

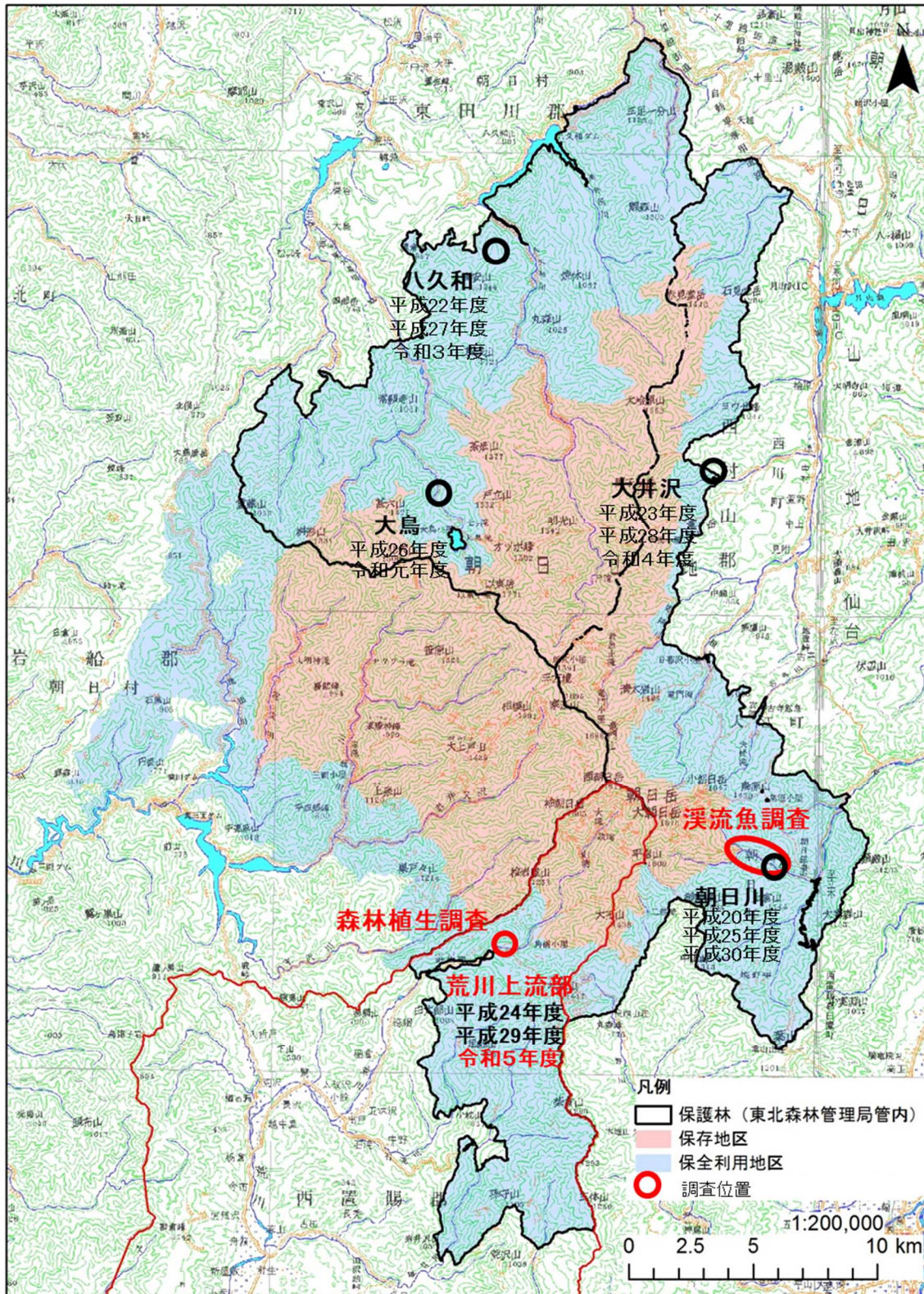


図 1 2 森林植生調査・溪流魚調査箇所位置図

○野生動物調査

近年、ニホンジカが各地で生息範囲を拡大していることから、保護地域内での生息がこれまで確認されていないニホンジカに着目し、平成30年度に策定した平成31～35年度（令和元～5年度）の調査計画に基づき、ニホンジカの侵入可能性が高い「八久和地区、大鳥地区、荒川上流地区」においてシカの繁殖時期（9～11月）にアコースティックモニタリング（PAM法）を実施するとともに、ニホンジカの侵入可能性が低い「古寺鉾泉」及び「日暮沢」においても、令和元(2019)年10月に山形森林管理署の職員がブナ峠林道でオスジカを確認（36林班ゆ7小班）していること及び同年秋に地域住民から「日暮沢登山口周辺（森林生態系保護地域内、古寺鉾泉から約2km）でシカが目撃された」との情報が寄せられていることから、同様の調査を実施し、生息状況を把握する（表10、図10）。

なお、調査地点については、最新のニホンジカ目撃情報の状況に留意するとともに、令和3年度のモニタリング調査報告書において、広大な朝日山系を限られた機材数で調査する場合は1～2週間単位で調査地点を移動させつつ多くの地点でデータを取ることが望ましい等の助言があったこと、令和4年度のモニタリング調査の実施状況も踏まえつつ、図10の調査地点の変更や、現地を確認しつつ調査地点を追加して実施。

表10 調査地点と調査時期

地区名	箇所名	署	市・郡町村	大字	字（国有林名）	林小班	調査時期
八久和	森林基幹林道	庄内	鶴岡市	荒沢	池の平国有林	101あ	9月中旬～ 11月中旬
大鳥	技術開発試験地そば			大鳥	深谷現国有林	117ぬ	9月中旬～ 10月中旬
	東大鳥ダム右岸					105ほ	10月中旬～ 11月中旬
荒川上流	大規模林道	置賜	西置賜郡 小国町	石滝外2	足駄山外4 569 番外4国有林	16そ	9月中旬～ 11月中旬
日暮沢	根子川林道	山形	西村山郡 西川町	大井沢	中山外18国有林	82へ	9月中旬～ 11月中旬
古寺鉾泉	ブナ峠		西村山郡 大江町	貫見	古寺山国有林	47こ1	9月中旬～ 11月中旬

（野生動物調査の調査位置は予定であり変更・追加する場合がある）

③スノーモービルの乗り入れ規制について

資料4

月山周辺域へのスノーモービルの乗り入れについては、「自然を守るスノーモービラーの会」が自主ルール「月山特別ルール」を定め、朝日山地森林生態系保護地域、磐梯朝日国立公園特別保護地区への乗り入れ禁止、乗り入れ地点の限定、樹木の損傷禁止等自然環境の保護等を行いながら利用しています。

また、ルール、マナーの遵守状況、自然環境への影響の有無等を確認するため、関係機関と連携しながらパトロールを行っています。

ア. これまでの巡視（パトロール）とスノーモービル乗り入れ状況の経過

年度	巡視（パトロール）			周辺区域への乗り入れ状況		
	実施期間	回数	箇所数	実施期間	日数	台数
H23 (2011)	4/29	1回	3箇所	4/10~4/24	4日	53台
H24 (2012)	3/16~5/17	6回	16箇所	3/25~5/6	15日	180台
H25 (2013)	2/25~5/8	6回	16箇所	3/20~5/6	13日	194台
H26 (2014)	2/17~5/7	5回	16箇所	3/21~5/5	14日	217台
H27 (2015)	2/24~5/8	9回	18箇所	3/21~5/4	13日	203台
H28 (2016)	3/20~4/19	3回	3箇所	3/20~4/10	8日	142台
H29 (2017)	3/19~4/28	5回	5箇所	3/19~5/4	11日	168台
H30 (2018)	3/24~4/28	3回	4箇所	3/21~5/4	7日	87台
H31 (2019)	3/18~4/3	3回	3箇所	3/23~4/14	7日	121台
R元(2020)	3/12~4/4	3回	3箇所	3/ 8~4/11	8日	111台
R 2(2021)	3/24~4/15	4回	4箇所	3/20~4/11	8日	106台
R 3(2022)	3/21~4/21	3回	3箇所	3/21~4/24	9日	129台

※4月24日以降積雪の減少によりスノーモービルの乗り入れを終了した。

イ. 令和3年度の巡視結果報告

(7) 実施月日：令和4年3月21日(月)

実施者：自然を守るスノーモービラーの会事務局2名、朝日センター3名

場 所：西川町志津温泉

内 容：スノーモービルの入山開始にあたり、事務局、朝日センターが注意喚起を行った。スノーモービラーに対し、乗り入れに係るルール・マナーの遵守の要請を行い、志津地域におけるスノーモービラーの自主的な取組の結果が関係者等の信頼を得ている旨説明した。

(4)実施月日：令和4年3月26日(土)合同パトロール

実施者：自然を守るスノーモービラーの会1名、山形県2名、環境省2名、山形森林管理署1名、朝日庄内森林生態系保全センター2名

場 所：西川町志津温泉～山形森林管理署113林班ほか(ブス沼から南西尾根)

内 容：スノーモービルの走行跡を確認したが、樹木の損傷、乗り入れ利用区域外への乗り入れ(通過ルートを除く)等の問題行為は、確認されなかった。
なお、コース外へ立ち入らないよう目印を付すなど、スノーモービラーの会にお

(ウ) 実施月日：令和4年4月12日(火) 単独パトロール

実施者：朝日センター2名

場 所：西川町志津温泉～山形森林管理署113林班ほか（ブス沼付近）

内 容：乗り入れ終了後の状況を確認。古いスノーモービルの走行跡は確認したが、新たな走行跡は確認されなかった。なお、地割れの発生している箇所が散見されたためスノーモービラーの会事務局へ情報提供を行った。

また、月山第一トンネル付近でのスノーモービル走行跡は無いことも確認した。

(エ) 実施月日：令和4年4月21日(木) 単独パトロール

実施者：朝日センター2名

場 所：西川町志津温泉～山形森林管理署113林班ほか（ブス沼付近）

内 容：乗り入れ終了後の状況を確認。新たなスノーモービルの走行跡を確認した。樹木の損傷、乗り入れ利用区域外への乗り入れ（通過ルートを除く）等の問題行為は、確認されなかった。なお、地割れの発生状況も送電線下を始め複数箇所確認された。

今シーズンの乗り入れは、令和4年4月24日で終了している（事務局より聞き取り）。



3月21日入山式



3月21日入山式(スノーモービル走行中)



3月26日 合同パトロール打合せ中



3月26日 合同パトロール積雪状況



3月26日 スノーモービル走行跡



3月26日 合同パトロール



4月12日 古い走行跡



4月12日 単独パトロール積雪状況



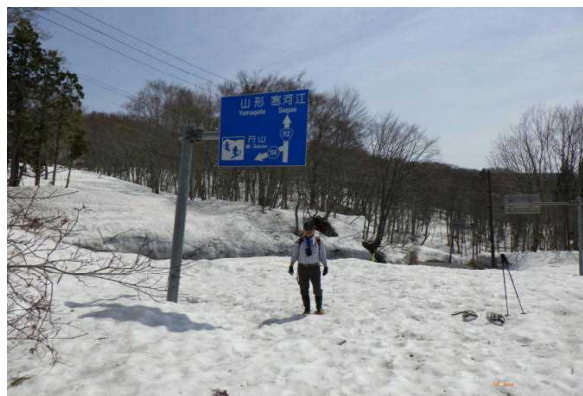
4月12日 113ち林小班積雪状況



4月12日 113ち林小班地割れ状況



4月21日 新しい走行跡



4月21日 積雪状況

ウ. 自然を守るスノーモービラーの会 「月山特別ルール」

月山特別ルール抜粋

自然環境保護

- 自然環境被害を防止する地域での遊歩は控えめにする。(目安 30m / 1以下)
- 月山地域での乗入可能区域は、朝日山域特許林生保保護地域への乗入可能区域等は、自然環境被害を軽減し、自然環境及び自然愛好者の安全を確保する。
- スノーモービルで樹木や草花を折ったり踏んだりしないこと。

安全対策

- 乗入時期は、春分の日(3月21日)前後からゴールデンウィーク明けまでとし、乗入期間を午前9時から午後4時までとする。悪天候により、延期または中止する場合があります。
- 1日最大50名までの乗入とする。
- 月山地域への乗入については、志保駅迄の電車を降りた後から乗入とする
(西: 月山第一トンネル、岩手県北-朝日山域特許林生保保護入口付近、月山温泉駅周辺より月山方面、在野駅-月山方面より乗入禁止)

禁止事項

- スポーツマフラー、改造マフラーなど吸排気系への改造(ターボチャージャー・スーパーチャージャーの取付も含む)を行い、排気音を大きくし、他の利用者が不快と感じられるモービルの持込禁止。
- アルコール類の持込禁止。
- 指定駐車場以外への駐車禁止。

乗入可能地域以外への乗入があった場合は、そのシーズン全てのスノーモービルの乗入ができなくなります。

禁止事項が既知の場合は、グループ全ての方の乗入を禁止致します。

ルールをご理解いただけない方についての月山地域への乗入をご遠慮願います。



かけがえのない自然を
守りながら楽しみましょう。

月山地域には
ルールがあります。

スノーモービル愛好者の皆様へ

月山地域への乗入をご遠慮願います。

私たちが「自然を守るスノーモビラーの会」は、今度も月山地域に於いてスノーモービルを楽しむ環境を守るために、自主ルールである「月山特別ルール」を作り運用しております。「月山特別ルール」に沿ったご利用のご協力をお願いしております。

「自然を守るスノーモビラーの会」

お問合せ先

自然を守るスノーモビラーの会

- 代表 奥山 俊輝 役人
TEL.0237-87-5700
- 事務局 月山宗津温泉 清水健太郎 今野 信秋
TEL.0237-75-2211
- 協力 西川町宗津温泉組合
JSSA 日本スノーモービル安全普及協会

月山特別ルール

FAX 0237-75-2212

月山乗入申込書

乗入予定日	平成 年 月 日 曜日	入山予定時間	下山予定時間
心の安全	JSSAインストラクター		
代表者氏名	認定番号		
代表者住所	〒		
代表者連絡先	日中連絡先 携帯電話	緊急連絡先 (自宅の固定電話をご記入下さい)	自宅/携帯/勤務先
同行者氏名	JSSAインストラクター 認定番号	駐車場協力費	
1 代表者		モービル	運搬車両
2		500	1000
3		500	1000
4		500	1000
5		500	1000
6		500	1000
7		500	1000
8		500	1000
9		500	1000
10		500	1000
		合 計	

乗入申込について注意事項

- ① 乗入時間を午前9時から午後4時までとする。
- ② 1日最大50名までの乗入とする。(FAX又はメールにて事前予約必要。本用紙は必ず当日持参すること)
- ③ 1グループ5名(5台)以上10名(10台)以下とする。
- ④ アルコール類の持込は厳禁とする。
- ⑤ 必ずJSSA認定インストラクターが代表者として全責任を持って先導する。

乗入問合せ申込先 「自然を守るスノーモビラーの会」事務局 清水健太郎 今野 信秋
TEL. 0237-75-2211 FAX 0237-75-2212 E-MAIL info@gossannoyado.com

誓約書

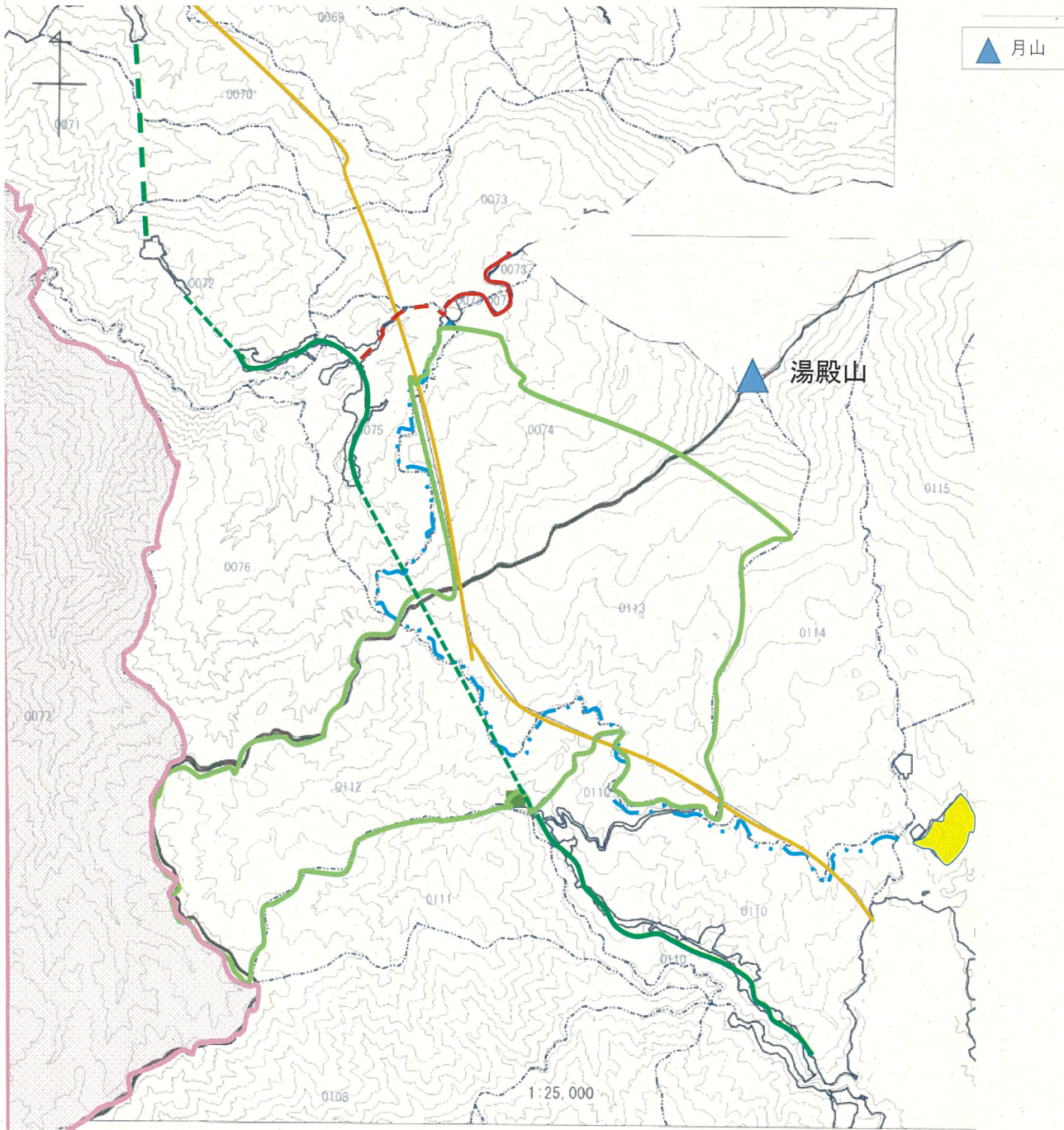
平成 年 月 日

私 _____ は、スノーモービル乗入に際し、
月山ルールを守り、同行する全ての者の指導する事をここに
誓約します。

「自然を守るスノーモビラーの会」事務局
今野 信秋

月山乗入申込書

月山周辺域スノーモバイル乗り入れ規制 区域図



- 乗り入れ利用区域
- 森林生態系保護地域
- 志津温泉
- 湯殿山道路
- 旧国道112号
- 国道112号
- 送電線
- 月山第一トンネル駐車場

④森林生態系保護地域内の人工林から天然生林への誘導手法について

朝日山地森林生態系保護地域の管理計画（平成15年3月設定）において、保全利用地区の人工林は、「針広混交林化を図るために必要な施業を行い、将来は天然林に導くこと」としています。

また、「保護林等における人工林の取扱いについて」（平成27年2月25日付け26東計第81号東北森林管理局長通達）で施業の留意点等が規定されており、これらに基づき、針広混交林化の取組を推進しています。

i 庄内森林管理署管内116林班い小班内における取組結果

ア 取組の概要（庄内署管内）

場所：大鳥森林事務所管内116林班い小班内（平成2年スギ植栽）

面積：0.08ha（2区画）

目的：天然生林への誘導にあたり、どのような更新補助作業等が有効かを検証します。

方法：刈払い・つる切りを行う区域、刈払い・つる切り・除伐を行う区域、施業を行わない区域を設定し、広葉樹の成長状態、下層植生を比較します。

期間：平成28年度～令和2年度

実施項目：① 林床植生モニタリング調査（平成28年度～令和3年度）

② 更新補助作業（平成28年度～令和2年度）

③ 山取苗植栽（平成28年度～令和元年度）

④ その他（照度の測定等（令和元年度～令和2年度）

イ 林床植生モニタリング調査

令和3年10月13日に、山形大学農学部 菊池准教授、学生3名、朝日センター3名で調査を実施しました。

調査方法は、施業区プロット（10m×10m）6箇所、無施業区（10m×10m）2箇所、胸高直径4cm未満、樹高1.5m以上の広葉樹の成長調査を行った。胸高直径4cm未満、樹高1.5m未満の広葉樹は低木層と草本層に区分し優占度を調査しました。

設定から5年目の現段階では、設定時に生育していた稚樹が生育を続けていますが、更新補助作業の違いによる明確な成長状態の差や樹種の変化は見られておりません。



山形大学生 林床植生モニタリング調査



試験地360° カメラでの撮影



試験地ドローン撮影

ウ 今後の取組

これまでの調査結果の取りまとめを行い、更新補助作業と広葉樹の成長状態について検討を行います。

山形大学農学部と連携し、林床植生モニタリング調査を継続します。

⑤朝日自然塾について

東北森林管理局と朝日山地森林生態系保護地域部会の構成団体等は、生態系保護地域並びに周辺域において、協力・連携して森林の自然の働きを体感し自然とのつきあい方を学ぶ体験活動型森林環境教育並びにボランティア森林整備活動プログラム(「朝日自然塾」と呼称。)を実施しています。

令和4年度の実施計画は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、不確定の部分がありますことを御了解願います。

i 令和3年度の実施状況

- ・ 第1回「カッチャバ湿原のトンボ観察&大井沢で一日昆虫博士」【実施】
新型コロナウイルス感染症拡大のため実施。以下は計画。
日時：令和3年6月19日(土) 6組15名
場所：西川町大井沢博物館外ほか
内容：カッチャバ湿原でトンボ、水生昆虫の探索・観察
大井沢自然博物館見学、昆虫博士のお話など



- ・ 第2回「みんなで歩こうタキタロウへの道」【実施】
新型コロナウイルス感染症拡大により日程を変更。
日時：令和3年7月8日(金)
場所：鶴岡市大鳥池
参加人数：あさひ小学校5年生23名、教職員等6名
内容：大鳥池への登山
合わせて山で守るべきルールとマナー
森の動植物と朝日山地の自然観察等
大鳥池のタキタロウ伝説、森林の働き等を事前学習



・ 第3回「プロが教えるイワナ釣り」【実施】

新型コロナウイルス感染症拡大により日程と募集人数を変更。

日時：令和3年7月22日（木・祝）

場所：鶴岡市大鳥 東大鳥川

参加人数：10組25名

内容：イワナ釣り、溪流釣りのルールとマナー

魚のさばきかた体験、毛鉤作り、キャスティング体験
イワナに関するとおきの話



・ 第4回「森林の営みを知るために、森林を調査してみよう」【中止】

新型コロナウイルス感染症拡大により中止。以下は計画。

日時：令和3年9月下旬

場所：小国町針生平

内容：ブナ等の広葉樹林で林床植生調査、立木調査、照度測定

・ 第5回「かんじきトレッキング&めのうアクセサリーブづくり」【中止】

日時：令和4年3月5日（土）

場所：西川町自然と匠の伝承館ほか

参加人数：募集予定人員20名

内容：かんじきトレッキング、そり遊び

めのうでアクセサリーブづくり、昆虫博士のお話

ii 令和4年度の実施計画

別添「令和4年度 朝日自然塾プログラム」のとおり。

令和4年度

朝日自然塾 プログラム

朝日自然塾連絡協議会

1 初夏の大井沢で自然体験！



- ◇日時: 令和4年6月18日(土)
- ◇場所: 西川町大井沢
- ◇募集人員: 小中学生の親子等20人
- ◇参加費: 700円(入館料・保険料等)
- ◇内容
 - ・カッチャバ湿原での自然観察
 - ・昆虫博士の珍しい標本
 - ・大井沢自然博物館見学
 - ・自然観察のルールとマナー

2 みんなで歩こう

タキタロウへの道



- ◇日時: 令和4年7月7日(木)
- ◇場所: 鶴岡市大鳥池等
- ◇参加者: あさひ小学校5年生
- ◇内容
 - ・大鳥池タキタロウ伝説とは
 - ・森の動植物と朝日山地を学ぼう
 - ・水資源の大切さを学ぼう
 - ・ふるさとの山を守るルールとマナー

3 フロが教えるイワナ釣り ～東大鳥川でイワナ釣りに挑戦



- ◇日時: 令和4年7月23日(土)
- ◇場所: 鶴岡市大鳥 東大鳥川
- ◇募集人員: 小中学生の親子等25人
- ◇参加費: 900円(入館料・保険料等)
- ◇内容
 - ・みんなに教えた岩魚の話
 - ・溪流釣りのルールとマナー
 - ・川釣り入門・体験
 - ・イワナの塩焼き体験

4 森に入って 森の営みを探そう(仮)



- ◇日時: 令和4年9月下旬(予定)
- ◇場所: 小国町針生平
- ◇参加者: 基督教独立学園高等学校
- ◇内容
 - ◎広葉樹の大木が作る森で調査をします。
 - ・森林に生育する植物を知ります
 - ・木の大きさ等を測ります
 - ・ブナ林の営みを探ります

5 冬の大井沢で自然体験！



- ◇日時: 令和5年3月4日(土)
- ◇場所: 西川町大井沢
- ◇募集人員: 小中学生の親子等20人
- ◇参加費: 2,000円(入館料・めのうアクセサリーづくり体験料等)
- ◇内容
 - ・かんじきの履き方と歩き方
 - ・大井沢にはどんな動物がいるの
 - ・冬芽の観察
 - ・昆虫のおもしろい話
 - ・そりすべり
 - ・めのうアクセサリーづくり体験

朝日自然塾連絡協議会

出羽三山の自然を守る会 山形県溪流釣り協議会 山形県山岳連盟
 西川町自然と匠の伝承館・大井沢自然博物館 鶴岡市朝日庁舎 西川町大井沢区
 山形県内水面漁業協同組合連合会 山形県猟友会 小国の自然を守る会
 東北森林管理局 朝日庄内森林生態系保全センター (事務局)

お問い合わせ先

朝日庄内森林生態系保全センター

〒997-0404 山形県鶴岡市下名川字落合3
 ○ TEL:0235-58-1730 ○ FAX:0235-58-1731
 ○ E-mail: t_syounai_f@maff.go.jp

申込み(E-mail)



※ プログラム1, 3, 5の参加者を募集します

申込みはプログラム名・住所・氏名・連絡先等を朝日庄内森林生態系保全センターあてにお知らせ下さい。

日時・参加費等は変更となることがあります。その際は随時、当センターホームページにてお知らせいたします。

資料7

2021年ニホンジカ目撃情報(R4.5末時点での速報値)

目撃件数		確認個体数			
		オス	メス	不明	幼獣
133	146	103	21	19	3

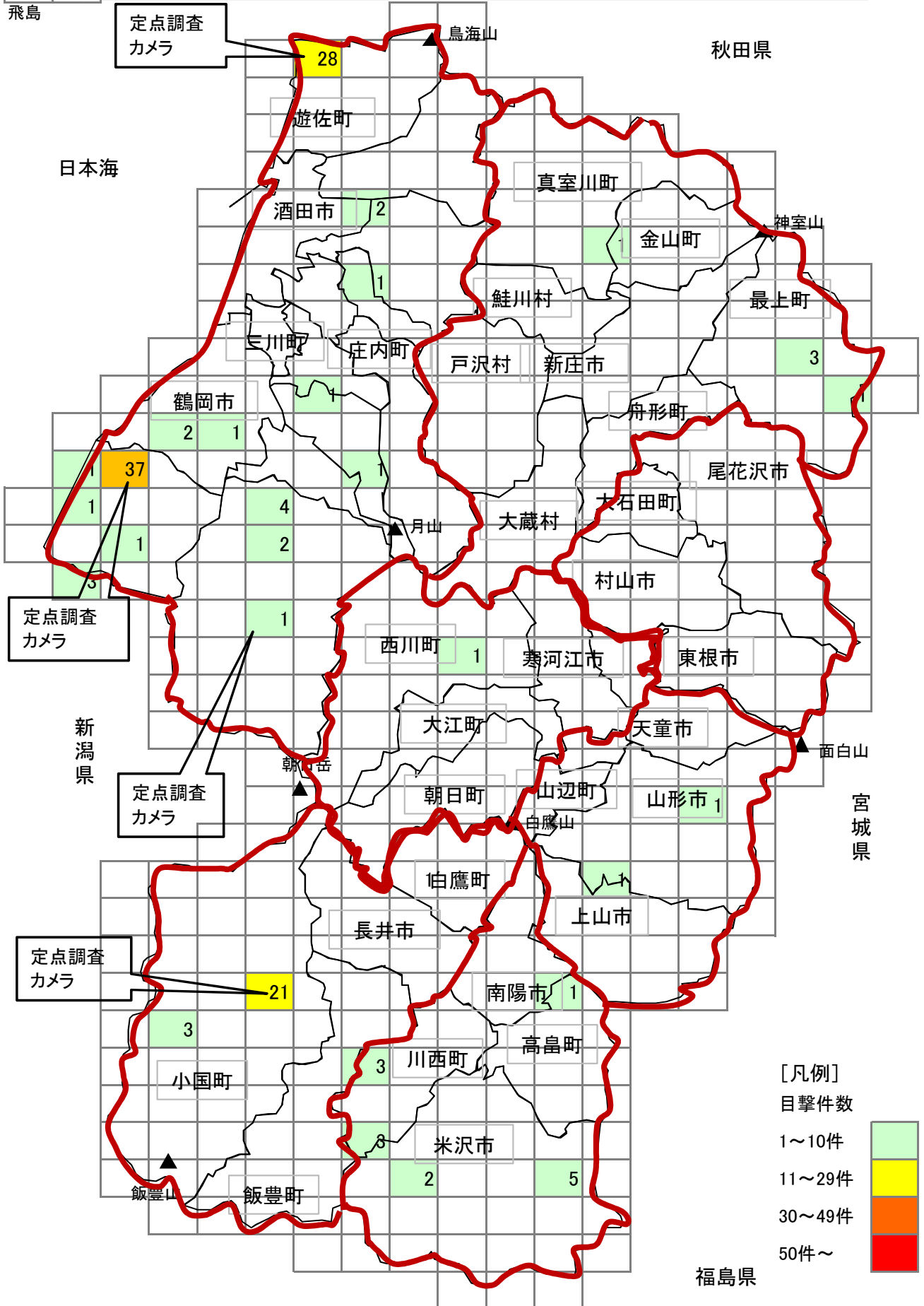
個別の目撃情報

No.	月	日	市町村	地区	確認個体数				概要	確認状況
					オス	メス	不明	幼獣		
1	1	3	鶴岡市	小国	1				移動中だった。	生存時確認
2	1	15	川西町	玉庭温井		1			狩猟捕獲	捕獲死亡
3	1	18	米沢市	大沢		4		1	移動中だった。	生存時確認
4	1	23	米沢市	築沢芝倉		1			試験捕獲	捕獲死亡
5	1	23	米沢市	築沢芝倉	1				試験捕獲	捕獲死亡
6	1	23	飯豊町	高峰	1	2			狩猟捕獲	捕獲死亡
7	1	23	飯豊町	高峰	1	2			狩猟捕獲	捕獲死亡
8	1	31	最上町			1			狩猟捕獲	捕獲死亡
9	2	13	小国町	足水中里		1			近傍の草や木の枝を食べていた。	生存時確認
10	2	13	小国町	足水中里	1				狩猟捕獲	捕獲死亡
11	2	13	小国町	足水中里		1			狩猟捕獲	捕獲死亡
12	2	22	鶴岡市	上名川	1				狩猟捕獲	捕獲死亡
13	2	22	鶴岡市	上名川	1				狩猟捕獲	捕獲死亡
14	2	28	米沢市	水窪矢沢		1			試験捕獲	捕獲死亡
15	2	28	米沢市	水窪矢沢		1			試験捕獲	捕獲死亡
16	2	28	米沢市	大沢	1				試験捕獲	捕獲死亡
17	2	28	米沢市	大沢	1				許可捕獲	捕獲死亡
18	3	2	米沢市	入田沢	1				許可捕獲	捕獲死亡
19	3	4	米沢市	入田沢		1			許可捕獲	捕獲死亡
20	4	22	鶴岡市	羽黒町黒瀬			1		移動中だった。	生存時確認
21	5	14	酒田市	田沢				2	移動中だった。	生存時確認
22	6	17	鶴岡市	小名部	1				許可捕獲	捕獲死亡
23	6	28	鶴岡市	青龍寺(金峰山)	1				山形大学のカメラ	調査・研究
24	6	28	鶴岡市	下名川	1				移動中だった。	生存時確認
25	6	28	鶴岡市	本郷	1				移動中だった。	生存時確認
26	6	28	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
27	6	29	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
28	6	29	鶴岡市	山五十川			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
29	6	29	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
30	7	2	鶴岡市	山五十川			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
31	7	6	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
32	7	6	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
33	7	8	鶴岡市	羽黒町川代	1				山形大学のカメラ	調査・研究
34	7	8	小国町	綱木箱の口			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
35	7	9	小国町	綱木箱の口			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
36	7	11	鶴岡市	鱒淵	1				山形大学のカメラ	生存時確認
37	7	15	鶴岡市	上名川	1				移動中だった。	生存時確認
38	7	16	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
39	7	16	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
40	7	16	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
41	7	16	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
42	7	16	鶴岡市	山五十川			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
43	7	16	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
44	7	16	鶴岡市	山五十川			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
45	7	17	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
46	7	17	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
47	7	17	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究

No.	月	日	市町村	地区	確認個体数				概要	確認状況
					オス	メス	不明	幼獣		
48	7	17	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
49	7	17	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
50	7	17	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
51	7	17	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
52	7	17	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
53	7	18	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
54	7	18	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
55	7	18	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
56	7	18	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
57	7	19	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
58	7	19	小国町	綱木箱の口			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
59	7	20	鶴岡市	下名川	1				移動中だった。	生存時確認
60	7	25	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
61	7	25	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
62	7	25	最上町	黒沢	1				許可捕獲	捕獲死亡
63	7	26	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
64	7	26	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
65	7	27	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
66	7	29	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
67	7	29	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
68	7	29	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
69	7	29	山形市	本沢隔間場		1			許可捕獲	捕獲死亡
70	7	30	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
71	8	3	鶴岡市	山五十川			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
72	8	3	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
73	8	3	鶴岡市	山五十川			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
74	8	5	鶴岡市	山五十川			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
75	8	9	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
76	8	9	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
77	8	9	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
78	8	9	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
79	8	12	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
80	8	13	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
81	8	14	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
82	8	17	鶴岡市	堀切	1				山形大学のカメラ	生存時確認
83	8	17	鶴岡市	堀切			1		山形大学のカメラ	生存時確認
84	8	18	高島町	二井宿		4			ツノのない4頭の群れが移動中だった。	生存時確認
85	8	21	寒河江市	沼山	1				移動中だった。	生存時確認
86	8	26	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
87	9	8	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
88	9	9	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
89	9	9	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
90	9	11	最上町	堺田	1				許可捕獲	捕獲死亡
91	9	15	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
92	9	16	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
93	9	16	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
94	9	16	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
95	9	16	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
96	9	16	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
97	9	16	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
98	9	17	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
99	9	18	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
100	9	18	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
101	9	18	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
102	9	18	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
103	9	18	最上町	黒沢	1				許可捕獲	捕獲死亡
104	9	24	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究

No.	月	日	市町村	地区	確認個体数				概要	確認状況
					オス	メス	不明	幼獣		
105	9	24	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
106	9	26	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
107	9	28	鶴岡市	山五十川	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
108	9	30	鶴岡市	羽黒町川代			1		移動中だった。	生存時確認
109	10	3	遊佐町	小野曾			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
110	10	5	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
111	10	7	酒田市	生石	1				移動中だった。	生存時確認
112	10	13	鶴岡市	温海	2				移動中だった。	生存時確認
113	10	13	遊佐町	小野曾			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
114	10	13	遊佐町	小野曾			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
115	10	13	鶴岡市	矢引	1				許可捕獲	捕獲死亡
116	10	15	鶴岡市	温海	1				移動中だった。	生存時確認
117	10	15	遊佐町	小野曾			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
118	10	17	遊佐町	小野曾			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
119	10	20	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
120	10	21	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
121	10	21	小国町	綱木箱の口			1		森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
122	10	21	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
123	10	25	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
124	10	25	小国町	綱木箱の口	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
125	10	26	山形市	高瀬中沢	1				許可捕獲	捕獲死亡
126	11	2	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
127	11	6	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
128	11	6	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
129	11	6	遊佐町	小野曾	1				森林研究研修センターのカメラ	調査・研究
130	11	7	鶴岡市	中山	1				許可捕獲	捕獲死亡
131	11	8	真室川町	川ノ内	1				移動中だった。	生存時確認
132	11	18	白鷹町	山口	1				狩猟捕獲	捕獲死亡
133	12	29	川西町	朴沢	1				狩猟捕獲	捕獲死亡

2021年ニホンジカ目撃等位置図(1月1日~12月31日)(R4.5末時点での速報値)



「ニホンジカ影響調査・簡易チェックシート調査」令和3年度調査結果の概要について

令和4年4月
東北森林管理局

○集計期間：令和3年4月から令和4年3月末まで ※調査継続中

○調査区域：東北森林管理局管内国有林（情報提供あった場合は民有地分も集計）

<主要項目の集計一覧表>

項目	Google Earth アイコン	項目詳細	頭数/件数	県別内訳					
				青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	
個体目撃		雄	成獣	111	2	71	9	29	
			幼獣	24	10	11	2		1
			成幼不明	1				1	
			小計	136	12	82	11	30	1
		雌	成獣	116		97	11	7	1
			幼獣	40		39	1		
			成幼不明	11		11			
			小計	167		147	12	7	1
		雌雄不明	成獣	36	2	21	13		
			幼獣	69	16	46	6	1	
			成幼不明	21	11	9		1	
			小計	126	29	76	19	2	
計			429	41	305	42	39	2	
痕跡		死体・骨	5	1	3	1			
		角	6		6				
		足跡・シカ道(ニホンジカ)	133		110	21	1	1	
		足跡・シカ道(シカ・カモシカ不明)	122		99	16	7		
		フン(ニホンジカ)	141		119	21	1		
		フン(シカ・カモシカ不明)	36		36				
樹皮剥ぎ		新しい(直近の積雪期のもの)	33		33				
		古い(上記以前のもの、黒く変色している等)	104		88	16			
		計	137		121	16			
下枝食痕		新しい	26		26				
		古い	47		47				
		計	73		73				
草本食痕		新しい	97		78	16	3		
		古い	82		82				
		計	179		160	16	3		
ササ食痕		新しい	36		33		3		
		古い	32		32				
		計	68		65		3		

iii 朝日センターの生息調査



平成30年度食痕

平成30年度（平成31年2月）に東大鳥川でセンター職員がニホンジカの生体並びに痕跡を発見しました。そのため、令和2年度に引き続き、令和3年度は冬期間にカメラを設置しました。

例年になく、積雪が多かったためカメラを定期的に回収できず、雪が落ちてから回収を行いました。シカの個体については確認できませんでした。



令和2年度蹄様の足跡



令和2年度樹木への食痕



令和2年度樹木への食痕



令和2年度カモシカ生体



令和3年度カメラ設置状況



令和3年度センサーカメラの映像



令和3年度センサーカメラの映像



令和3年度カメラ設置状況

ニホンジカ生息調査 位置図



- A 平成 31 年 2 月発見箇所
- I 令和2年度痕跡発見箇所

⑦ マツノクロホシハバチ及びオオハンゴンソウの対応について

(1) マツノクロホシハバチの対応について

朝日山地では、平成23年9月から大朝日岳周辺のハイマツで被害が目立ちはじめました。過去には北海道でキタゴヨウが、大規模な枯死被害が発生したこともあるため、経過を見守りつつ必要な場合は捕殺を行うこととしております。

令和4年度も、9月下旬を目処に捕殺を行う予定です。

(2) オオハンゴンソウの対応について

I 五百川林道土場跡（朝日町 山形署29林班ち小班内）

ア) 経過

- ・平成29年度に、山形署29林班ち小班内(朝日町)の道路脇の土場跡地でオオハンゴンソウが確認されました。
- ・平成30年8月に、防除作業を実施しました。
- ・令和元年7月に、防除作業を実施しました。
- ・令和2年5月は、コロナウイルス感染感染拡大により防除作業を中止。
- ・令和2年度より、花で識別して防除を行っていた関係上、7月～8月に作業をしてはいましたが、防除の効果が低く、再生数が多くなっていると考えられるため、十分に成長していない時期と思われる5月に、防除作業を実施することにしました。
- ・令和3年5月に、巡視員にも協力を呼びかけ防除作業を実施しました。

イ) 令和4年度の実施計画

- 1回目 令和4年5月（巡視員にも協力を呼びかけ実施済み約1,100株）
- 2回目 令和4年6月（実施済み試験地のみ）
- 3回目 経過観察を行いながら、再生状況を見て実施する。



令和4年5月 実施状況



令和4年5月 実施状況

Ⅱ 白滝支線(朝日町 山形森林管理署 32林班ぬ小班内、長年不通の林道脇)

ア) 経過

- ・ 令和2年8月センター職員2名が巡視中に、山形署32林班ぬ小班的林道白滝支線では、初めてオオハンゴンソウの生息地を確認しました。
- ・ 令和3年7月、当センター職員で防除作業を実施しました(約80株)

イ) 令和4年度の実施計画

1回目 令和4年6月(実施済み41株)

2回目 経過観察を行いながら、再生状況を見て実施する。



令和4年6月 実施状況



令和4年6月 実施状況

今後も、定期的に巡視を行い生育状況について観察していきます。

賠償責任保険証券



保 010-8550

険 秋田県 秋田市 中通 5-9-16

契 支出負担行為担当官

東北森林管理局長 宮澤 俊輔 様

約

540 Y 3 NC0553-6472 ABJ61-0286* 0S

契約日 令和 4年 4月 1日 証券作成日 令和 4年 4月 14日
 証券番号 NC05536472
 保険期間 令和 4年 4月 1日 午前 8時から
 令和 5年 4月 1日 午後 4時まで 1年間

払込方法 一時払

特別賠償リスク区分	補償項目	保険金額 (支払限度額)	免責金額
ボランテニア	N7 共通賠償 (1事故)	200,000千円	
テニア	Y2 傷害 死亡・後遺障害	15,000千円	
期	傷害 入院保険金日額	6,000 円	
	傷害 通院保険金日額	4,000 円	

被保険者	賠償責任条項: ボランテニアおよびその監督義務者 傷害条項: ボランテニア	
ボランテニア	名称	
活動能進法人	所在地	
ボランテニア	ボランテニア活動保険追加特約のとおりに	
	ボランテニア数	470人
特別約款		
共通特約		
特記事項		

限区保険料	暫定保険料 (一般分割払のときは1回分)	年額保険料 (一般分割払のときは1回分)
5,000円	220,900円	

一旗賠償 NC05536472 Y 3

お客さまデスク
 (ABJ61) 0120-632-277
 事故受付センター-0120-258-189
 代理店・兼着/東北/東北リスクリスクマネジメント (三浦)
 (ABJ61TR02) 002 018-865-7380
 018-865-7377 018-865-7380
 日報 ABJ02-0017-00-1

この保険契約における以下の事項については、この保険証券(添付書類がある場合は、添付書類を含みます。)および普通保険約款・特別約款・特約において定めていますのでご確認ください。
 ○被保険者 ○保険金をお支払いする場合 ○お支払いする保険金 ○保険期間 ○支払限度額 ○保険金額 ○免責金額 ○その他の賠償内容等
 この保険契約には、契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務等)があり、ご契約締結時にご案内の保険契約の重要な事項に関する説明書類に記載してありますのでご確認ください。
 この保険契約の普通保険約款および適用される特約(自動セットされる特約および証券表示されている特約)の内容については、「普通保険約款・特別約款・特約」および添付書類をご覧ください。
 01/001199

保険証券

当社は普通保険約款ならびに特別約款および特約その他この保険証券に記載したところに従い、
 保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行いたします。

(ご注意)

1. 保険証券の表示内容がお申込内容と相違しましたら、直ちに取扱代理店または当社にご連絡ください。
2. お客様のお名前・ご住所等の誤字表記につきましては、欄上の欄外により正確な表示ができない場合、表示可能な漢字またはカタカナで表示していることがありますので、何卒ご丁張ください。
3. 払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。
4. 万一事故が起きた場合には、直ちに取扱代理店または当出にご連絡ください。

MS&AD

三井物産海上火災保険株式会社

東京都中央区三丁目9

取寄券



裏書事項および特約貼付欄

接受

-4. 4. 21

東北森林管理局

印紙税申告制
 付につき印田
 税務署承認済

立ちどまらない保険。

改定 2021.10

MS&AD 三井住友海上

ボランティア活動保険

普通保険約款・特約

Y3

目次

この「普通保険約款・特約」（以下「本冊子」といいます。）は、保険契約者と当社との間に締結された保険契約の内容としてあらかじめ定められた約束事を記載したものです。

実際のご契約につきましては、本冊子およびご契約後にお届けする保険証券をあわせてご確認ください。

また、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

特約一覧表	P003
ご契約に適用される普通保険約款・特約について	P004

Chapter 1	普通保険約款	P007
-----------	--------	------

ボランティア活動保険普通保険約款

第1章 賠償責任条項	P012
第2章 傷害条項	P015
第3章 基本条項	P021

Chapter 2	特約	P041
-----------	----	------

特約一覧についてはP003をご参照ください。

Chapter 3	返還保険料のお取り扱いについて	P057
-----------	-----------------	------

特約一覧表

普通保険約款にセットできる特約は、以下のとおりです。なお、特約の適用条件は、P004 をご参照ください。

ボランティア活動保険追加特約（月例精算方式）	042
ボランティア活動保険追加特約（一括精算方式）	043
天災危険補償特約	045
傷害補償対象外特約	046
人格権侵害補償特約	046
初回保険料口座振替特約	047
保険料クレジットカード払特約	049
初回保険料払込取扱票・請求書払特約	050
初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	052
保険料支払手段に関する特約	053
共同保険に関する特約	054

ご契約に適用される普通保険約款・特約について

1. 普通保険約款

名称	適用条件(保険証券の表示等)	ページ
ボランティア活動保険 普通保険約款	すべてのご契約	008

2. 特約

次の特約は適用条件に従い適用されます。なお、特約の条文中および適用条件の説明中の「保険証券」には、保険証券に添付される明細書または条件書その他の付属書類についても含むものとします。保険証券の「特約」、「特記事項」または「その他特約および特記事項」欄に本表に掲げる特約以外の特約名が表示されており、保険証券にその特約が添付されている場合は、その特約についても適用されます。

特約名称	適用条件(保険証券の表示等)	ページ
ボランティア活動保険追加特約(月例精算方式)	特約欄に「N6」または名称の表示がある場合	042
ボランティア活動保険追加特約(一括精算方式)	特約欄に「N7」または名称の表示がある場合	043
天災危険補償特約	特約欄に「K9」または名称の表示がある場合	045
傷害補償対象外特約	特約欄に「L1」または名称の表示がある場合	046
人格権侵害補償特約	特約欄に「J4」または名称の表示がある場合	046
初回保険料口座振替特約	特約欄に「Aア」の表示がある場合	047
保険料クレジットカード払特約	特約欄に「Aイ」と表示されます	049
初回保険料払込取扱票・請求書払特約	特約欄に「初回保険料払込取扱票・請求書払」または「Aク」の表示がある場合	050
初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	払込方法が請求書払方式で、初回保険料払込取扱票・請求書払特約がセットされている場合	052
保険料支払手段に関する特約	すべてのご契約	053

共同保険に関する特約	保険証券または保険証券に添付した共同保険契約分担表に、共同保険の分担会社および分担割合または分担会社それぞれの保険金額が表示されている場合	054
------------	---	-----

Chapter

1

普通保険約款

普通保険約款は基本となる補償内容
および契約手続等に関する原則的な
事項を定めたものです。

ボランティア活動保険普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

用語	説明
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
被保険者	この保険契約により補償を受ける者または補償の対象となる者をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
支払限度額	賠償責任条項により補償される損害が生じた場合に、当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の支払限度額をいいます。
死亡・後遺障害保険金額	保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額をいいます。
賠償保険金	賠償責任条項により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
傷害保険金	傷害条項により補償される傷害が生じた場合に、当社が被保険者または被保険者の法定相続人に支払うべき金銭であって、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。
保険金	賠償保険金、傷害保険金およびこの普通保険約款に付帯される特約により支払われるべき保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
訂正の申出	告知事項 ⁽²⁾ について書面をもって訂正を当社に申し出ることであって、基本条項第4条（告知義務）(3)③またはこの普通保険約款に付帯される特約に規定する訂正の申出をいいます。 (注)告知事項 基本条項第4条(1)に定める告知事項をいいます。
通知事項の通知	基本条項第5条（通知義務）(1)に規定する通知をいいます。

契約条件変更の申出	次のいずれかに規定する保険契約内容の変更の申出をいいます。 ① 基本条項第13条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)④の通知 ② この普通保険約款に付帯される特約の通知
変更日	訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
身体の障害	傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいい、紛失または盗取もしくは詐取されることを含みません。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
傷害	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 ^(注) を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 (注) 中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

手術	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(注1)。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療^(注2)に該当する診療行為^(注3)</p> <p>(注1) 診療行為 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>(注2) 先進医療 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。</p> <p>(注3) 診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
オンライン診療	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表におけるオンライン診療料の算定対象となる診療行為をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
頸部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート ^(注) 、ゴカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
競技等	競技、競争、興行 ^(注1) または試運転 ^(注2) をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
ボランティア活動推進法人	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とする活動の推進または社会福祉の推進を目的とする法人 ^(注) をいいます。 (注) 法人 国および地方公共団体を含みます。
ボランティア活動団体	ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、またはボランティア活動推進法人に登録した団体をいいます。
ボランティア活動	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とし、日本国内で行われる次のいずれかに該当する活動をいいます。なお、活動には、活動のための学習会または会議等を含み、有償 ^(注1) の活動は除きます。 ア、所属ボランティア活動団体の会則 ^(注2) に則り企画、立案された活動 イ、ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、またはボランティア活動推進法人に届け出た活動 (注1) 有償 交通費、食事代等費用弁償程度の支給がなされる場合は、有償とはみなしません。 (注2) 会則 名称を問いません。
ボランティア活動中	ボランティア活動を行っている間をいい、ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により住居 ^(注) を出発してから住居 ^(注) に帰着するまでの間を含みます。 (注) 住居 住居以外の施設を起点とする場合または住居以外の施設に帰着場合は、その施設とします。
ボランティア	ボランティア活動を行う自然人で、次のいずれかに該当する者をいいます。 ア、ボランティア活動団体の構成員 イ、ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた者またはボランティア活動推進法人に登録した者

第1章 賠償責任条項

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、この条項および基本条項の規定に従い、次のいずれかに該当する事故（以下この条項および基本条項において「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任（②の事故については、保管物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任に限ります。以下この条項において「賠償責任」といいます。）を負担することによって被る損害（以下この条項および基本条項において「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

- ① 次のいずれかに該当する事由による他人の身体の障害または他人の財物の損壊
 - ア、保険証券記載のボランティアのボランティア活動中に発生した偶然な事由
 - イ、保険証券記載のボランティアがボランティア活動に伴って提供した財物（以下この条項において「提供物」といいます。）に起因する偶然な事由
 - ウ、保険証券記載のボランティアのボランティア活動の結果に起因する偶然な事由
- ② 保険証券記載のボランティアがボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の偶然な事由による損壊、紛失または盗取^(注1)

(2) (1)の規定は、第2条（被保険者）に定める被保険者につき個別にこれを適用し、被保険者相互間の関係はそれぞれ互いに他人とみなします。ただし、次のいずれかに該当する者については他人とはみなしません。

- ① 被保険者の配偶者
- ② 被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③ 被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚^(注2)の子

(注1) 紛失または盗取
詐欺を含みます。

(注2) 未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条 (被保険者)

この条項において、被保険者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 保険証券記載のボランティア
- ② ①に該当する者の監督義務者^(注)

(注) 監督義務者
監督義務者に代わって監督する者を含みます。

第3条 (損害の範囲)

当社が、保険金を支払う損害の範囲は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。

区分	説明
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ^(注) をいいます。
② 損害防止費用	基本条項第15条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。ただし、提供物または提供物が一部をなすその他の財物の回収、検査、修理、交換その他の措置を講じるために要した費用を除きます。

③ 権利保全 行使費用	基本条項第15条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
④ 緊急措置 費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
⑤ 協力費用	第7条(当社による損害賠償請求の解決)(1)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

(注) 損害賠償責任の額

判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。
また、被保険者が賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

第4条 (支払保険金)

(1) 第3条(損害の範囲)に定める損害のうち①から④までについては、1回の事故により発生した損害の合計額が免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額について、支払限度額を限度として保険金を支払います。なお、同条②に規定する損害については、被保険者が措置を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合でも、当社は、保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{1回の事故により発生した損害の合計額} - \text{免責金額}$$

(2) 第3条(損害の範囲)に定める損害のうち⑤については、その全額について保険金を支払います。ただし、同条①から④までに掲げる各損害の合計額が保険金額を超過する場合には、次の算式によって算出される額とします。

$$\text{第3条⑤の争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{第3条①から④までの各損害の合計額}}$$

(3) 第3条(損害の範囲)に定める損害のうち⑥については、その全額について保険金を支払います。

第5条 (保険金を支払わない場合—その1)

当社は、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1)、被保険者またはこれらの者の代理人の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 核燃料物質^(注2)または核燃料物質^(注2)に汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②から④までのいずれかに該当する事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する事故
- ⑧ 被保険者の、または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する事故
- ⑨ 航空機、自動車または銃器^(注4)の所有、使用または管理に起因する事故
- ⑩ 被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する事故
- ⑪ 提供物またはボランティア活動の結果が、所期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する事故。ただし、提供物の本来意図しなかった悪影響によって発生した事故を除きます。
- ⑫ 被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する事故
- ⑬ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者による次のいずれかに該当する業務の遂行に起因する事故
 - ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案^(注5)
 - イ. 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
 - ウ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人がその資格に基づいて行う施術

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質に汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 銃器

空気銃を除きます。

(注5) 診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案

医療用の器具、器械または装置を診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案のために使用した場合を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する賠償責任に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ② 提供物のかしによる提供物自体の損壊に対する賠償責任

第7条（当社による損害賠償請求の解決）

- (1) 当社は、必要と認めた場合には、被保険者に代って自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じて、その遂行につき当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の協力に応じない場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が損害の額^(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額^(注1)を支払保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が損害の額^(注2)を超えるとときは、当社は、次に定める額を支払保険金の

額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第2章 傷害条項

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者がボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故(以下この条項および基本条項において「事故」といいます。)によってその身体に被った傷害に対して、この条項および基本条項の規定に従い、傷害保険金を支払います。

第2条 (被保険者)

この条項において被保険者とは、保険証券記載のボランティアをいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格^(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が傷害保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これ

らに類似の事象または暴動

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑩から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害保険金を支払いません。

① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

② 被保険者の入浴中の溺水^(注6)。ただし、入浴中の溺水^(注6)が、当社が傷害保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金を支払います。

③ 被保険者の誤嚥^(注7)によって生じた肺炎。この場合、誤嚥^(注7)の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(3) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

③ 次のいずれかに該当するボランティア活動をしている間

ア. 海難救助ボランティア活動

イ. 山岳救助ボランティア活動

ウ. 野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動

エ. チェーンソーを使用する森林ボランティア活動

オ. 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動

④ 職業または職務に従事している間

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注7) 誤嚥

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第4条（死亡保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害保険金額の全額^(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- (2) 被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
- (注) 死亡・後遺障害保険金額の全額
既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額とします。

第5条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{死亡・後遺障害}} \times \boxed{\text{別表2に掲げる各等級}} = \boxed{\text{後遺障害}} \\ \boxed{\text{保険金額}} \quad \boxed{\text{の後遺障害に対する}} \quad \boxed{\text{保険金の額}} \\ \boxed{\text{保険金支払割合}}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{別表2に掲げる加重後の}} \quad - \quad \boxed{\text{既にあった後遺障害に}} = \boxed{\text{適用する}} \\ \boxed{\text{後遺障害に該当する等級}} \quad \boxed{\text{該当する等級に対する}} \quad \boxed{\text{割合}} \\ \boxed{\text{に対する保険金支払割合}} \quad \boxed{\text{保険金支払割合}}$$

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

第6条（入院保険金および手術保険金の支払）

(1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険証券記載の入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数}^{(注1)}} = \boxed{\text{入院保険金の額}}$$

(2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注2)であるときには、その処置日数をきみます。

(3)被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4)当社は、被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります^(注3)。

① 入院中^(注4)に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{10} = \boxed{\text{手術保険金の額}}$$

② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{5} = \boxed{\text{手術保険金の額}}$$

(注1) 入院した日数

180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(注2) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(注3) 1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります

1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注4) 入院中

第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第7条（通院保険金の支払）

(1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険証券記載の通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数}^{(注1)}} = \boxed{\text{通院保険金の額}}$$

(2)被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するためにその被保険者以外の医師の

- 指示によりギブス等^(註2)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
- (3)当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、第6条(入院保険金および手術保険金の支払)の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4)被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(注1) 通院した日数

90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(注2) ギブス等

ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含まれません。

第8条(死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第9条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2)正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第10条(重大事由がある場合の当社による解除)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この条項を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この条項に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア、反社会的勢力^(註1)に該当すると認められること。
 - イ、反社会的勢力^(註1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ、反社会的勢力^(註1)を不当に利用していると認められること。
 - エ、法人である場合において、反社会的勢力^(註1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ、その他反社会的勢力^(註1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この条項の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この条項^(注2)を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害^(注3)の発生した後になされた場合であっても、基本条項第12条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害^(注3)に対しては、当社は、傷害保険金^(注4)を支払いません。この場合において、既に傷害保険金^(注4)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (注1) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) この条項
その被保険者に係る部分に限ります。
- (注3) 傷害
(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
- (注4) 傷害保険金
(2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第11条 (被保険者による解約請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの条項^(注)を解約することを求めることができます。
- ① この条項^(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第10条(重大事由がある場合の当社による解除)(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第10条(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する場合
- ④ 第10条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この条項^(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この条項^(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解約請求があったときは、当社に対する通知をもって、この条項^(注)を解約しなければなりません。
- (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この条項^(注)を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(4)(3)の規定によりこの条項⁽⁴²⁾が解約された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 条項

その被保険者に係る部分に限ります。

第12条（保険料の返還）

当社は次に掲げる場合において、既に払い込まれた保険料を返還しません。

- ① 第10条（重大事由がある場合の当社による解除）(1)の規定により当社がこの条項を解除した場合
- ② 第10条(2)の規定により当社がこの条項⁽⁴³⁾を解除した場合
- ③ 第11条（被保険者による解約請求）(2)または(3)の規定により保険契約者がこの条項⁽⁴³⁾を解約した場合

(注) 条項

その被保険者に係る部分に限ります。

第13条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1)当社は、基本条項第15条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2)(1)の規定による診断書または死体の検案⁽⁴⁴⁾のために要した費用⁽⁴⁵⁾は、当社が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第14条（死亡保険金受取人の変更）

(1)保険契約者は、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外に変更することはできません。

(2)保険契約者は、死亡保険金以外の傷害保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第3章 基本条項

第1条（保険責任の始期および終期）

(1)当社の保険責任は、始期日の午後4時⁽⁴⁶⁾に始まり、満期日の午後4時⁽⁴⁷⁾に終わります。

(2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3)当社は、保険期間中に事故が発生した場合に限り、保険金を支払います。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第2条（保険料の払込方法）

(1)保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にそ

の全額を払い込まなければなりません。

- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、日本国内において生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

第4条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項^(注1)のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注2)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - イ、保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(注1) 危険に関する重要な事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第5条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加^(注2)が生じた場合において、保険契約

者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

② 危険増加^(注2)が生じた時から5年を経過した場合

(4)(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加^(注2)が生じた時以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)の危険増加^(注2)をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加^(注2)が生じ、この保険契約の引受範囲^(注3)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7)(6)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加^(注2)が生じた時以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) 危険増加

告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(注3) 引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第6条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第7条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第8条(保険契約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第9条(保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料^(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされ

ていない保険料をいいます。

第10条（当社による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第13条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合^(註1)には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 保険契約者が第13条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合
当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(註1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力^(註1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力^(註1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(註1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力^(註1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(註2)を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害または傷害については適用しません。
- ① (1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または傷害
 - ② (1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- (注1) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をさします。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第12条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条（保険料の返還または追加保険料の請求）

(1) 当社は、訂正の申出を承認する場合、通知事項の通知を受領した場合または契約条件変更の申出を承認する場合には、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還または追加保険料の請求
① 第4条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第5条（通知義務）(1)の事実が発生したことにより同条(2)の危険増加が生じた場合	
③ 第5条（通知義務）(1)の事実またはその他の事実が発生したことにより危険の減少が生じた場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
④ ①から③までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を請求します。 イ. ア. 以外の場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

(2) 保険契約の無効、失効または取消の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第7条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
③ 第8条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	

(3) 第4条（告知義務）(2)、第5条（通知義務）(2)もしくは(6)、第10条（当社による保険契約の解除）、第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)もしくは(2)またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により当社が保険契約を解除した場合あるいは第9条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第14条（追加保険料領収前の事故）

(1) 第13条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第10条（当社による保険契約の解除）の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変

更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(2) 第13条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)④の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第15条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求 ^(注1) を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

⑤ 損害賠償の請求 ^(注1) についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容 ^(注2) について遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ 被保険者が傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、事故発生の状況、傷害の程度および傷害の原因となったボランティア活動の概要を遅滞なく当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに應じなければなりません。	
⑧ 傷害条項第8条（死亡の推定）に規定する被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、行方不明または遭難発生の状況を遅滞なく当社に通知すること。	
⑨ ①から⑧までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)②、⑦もしくは⑧の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)⑨の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第16条（保険金の請求）

- (1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期
①賠償保険金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② 傷害保険金	ア. 死亡保険金	被保険者が死亡した時
	イ. 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	ウ. 入院保険金	被保険者が被った傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	エ. 手術保険金	被保険者が傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
	オ. 通院保険金	被保険者が被った傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

(3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表4に掲げる書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(6) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(8) 保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 配偶者
法律上の配偶者に限ります。

第17条 (保険金の支払)

(1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する

事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または損害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2)(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日をきめて次表「期間」に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 ^(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)には、それによって確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4)(3)の場合のほか、被保険者または保険金を受け取るべき者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、(1)または(2)までの期間に算入しないものとします。
- (5)(1)から(4)までの規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第16条（保険金の請求）(3)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第18条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)当社が傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその相続人が被保険者の傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。
- (4)保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第19条 (先取特権)

- (1)賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、賠償責任条項第3条(損害の範囲)①の損害賠償金にかかわる被保険者の当社に対する保険金請求権⁽³⁾について先取特権を有します。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、賠償責任条項第3条(損害の範囲)①の損害賠償金について保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に損害賠償金にかかわる保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3)賠償責任条項第3条(損害の範囲)①の損害賠償金にかかわる保険金請求権⁽³⁾は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、同条①の損害賠償金にかかわる保険金請求権⁽³⁾を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

賠償責任条項第3条(損害の範囲)(1)②から④までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第20条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

支払限度額が、第19条(先取特権)(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる損害賠償金と被保険者が賠償責任条項第3条(損害の範囲)②から④までの規定により当社に対して請求することができる費用保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する費用保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する損害賠償金の支払

を行うものとしします。

第21条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとしします。

第22条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとしします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとしします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとしします。

第23条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第24条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとしします。

第25条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

- 別表1 傷害条項第3条 (保険金を支払わない場合) (3)①の運動等
- 山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)
操縦^(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注4)
搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注1) 山岳登山
ビッグル、アイゼン、サイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2) 航空機
グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 操縦
操縦として操縦する場合を除きます。
- (注4) 超軽量動力機
モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼および言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼または言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節、近位指節間関節もしくは母指の指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%

第5級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 1上肢の用を全廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の用を全廃したもの</p> <p>(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>	59%
第6級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの</p> <p>(8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</p>	50%

第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節、近位指節間関節もしくは第1の足指の指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>	42%
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>	34%

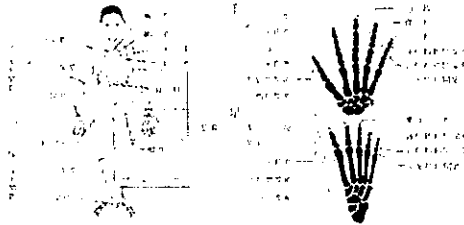
第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	26%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%

第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4)10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7)脊柱に変形を残すもの (8)1手の示指、中指または環指を失ったもの (9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	15%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1)1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4)1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5)鎖骨、肋骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8)長管骨に変形を残すもの (9)1手の小指を失ったもの (10)1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11)1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12)1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13)局部に頑固な神経症状を残すもの (14)外貌に醜状を残すもの 	10%

第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表3 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨または椎柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等^(注)を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等^(注)を装着した場合に限ります。

(注) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含まれません。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。

別表4 保険金請求書類

1. 賠償責任条項の場合

保険金請求に必要な書類または証拠	
①	保険金請求書
②	当社の定める事故状況報告書
③	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
④	死亡に関して支払われる賠償保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
⑤	後遺障害に関して支払われる賠償保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑥	傷害または疾病に関して支払われる賠償保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑦	他人の財物の滅失、破損または汚損に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書 ^(注1) および被害が生じた物の写真 ^(注2)
⑧	ボランティア活動に参加している間の事故であることが確認できるボランティア活動法人またはボランティア活動推進法人の証明書類
⑨	その他当社が基本条項第17条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 修理等に要する費用の見積書
既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真
画像データを含みます。

2. 傷害条項の場合

保険金請求に必要な書類または証拠					
保険金種類	死亡	障害	入院	手術	通院
提出書類 ^(注1)					
① 保険金請求書	○	○	○	○	○
② 当社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
③ 公の機関 ^(注2) の事故証明書	○	○	○	○	○
④ ボランティア活動に参加している間の事故であることが確認できるボランティア活動法人またはボランティア活動推進法人の証明書類	○	○	○	○	○
⑤ 死亡診断書または死体検案書	○				

⑥ 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明するその被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○
⑦ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
⑧ 法定相続人の印鑑証明書	○				
⑨ 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○
⑩ 被保険者の戸籍謄本	○				
⑪ 法定相続人の戸籍謄本	○				
⑫ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 ^(注3)	○	○	○	○	○
⑬ その他当社が基本条項第17条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

(注1) 提出書類

保険金を請求するときには、○を付した書類を提出しなければなりません。

(注2) 公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

(注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

保険金の請求を第三者に委任する場合に限りです。

Chapter 2

特約

特約は、補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

ボランティア活動保険追加特約（月例精算方式）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、ボランティア活動保険普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
普通保険約款	ボランティア活動保険普通保険約款をいいます。
証券記載法人	保険証券記載のボランティア活動推進法人をいいます。
単位法人	証券記載法人の会員である法人をいいます。
保険の加入手続き	加入申込者が加入申込書に必要記載事項を記入のうえ、証券記載法人または単位法人に提出し、その内容を証券記載法人または単位法人が確認し、受付印を押すまでの手続きをいいます。

第1条（被保険者）

この特約において、普通保険約款賠償責任条項第2条（被保険者）①および傷害条項第2条（被保険者）に規定する「保険証券記載のボランティア」とは、証券記載法人または単位法人にボランティアとして登録^(注1)した、またはボランティアとしてその法人から委嘱^(注2)を受けた自然人のうち、保険の加入手続きが完了した者としてします。

(注1) 登録

所属するボランティア活動団体を通じての登録を含みます。

(注2) 委嘱

所属するボランティア活動団体を通じての委嘱を含みます。

第2条（それぞれの被保険者に対する保険責任期間）

当社のそれぞれの被保険者に対する保険責任期間は、次の通りとします。

- ① 保険期間開始前に保険の加入手続きが完了した被保険者については、保険期間と同一
- ② 保険期間開始後に保険の加入手続きが完了した被保険者については、加入手続きが完了した日の翌日午前0時から保険期間終了時まで。

第3条（名簿の備付）

保険契約者は、被保険者の氏名およびボランティア活動の内容等を記載した名簿を加入手続きを受け付けた証券記載法人または単位法人に備え、当社がその閲覧を求めた場合には、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、毎月末日を締切日とし、締切日前1か月間に加入手続きを完了した者の数を、締切日後10日以内に第3条（名簿の備付）の名簿に基づき、当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った損害または傷害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた締切日以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた締切日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当社が算出した保険料の合計額

- (3)(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。
- (4)(2)の規定は、当社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条（暫定保険料）

- (1)保険契約者は、保険契約締結と同時に保険証券記載の暫定保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)普通約款基本条項第2条（保険料の払込方法）(2)の規定に定める保険料額収までの間に生じた事故の取扱の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第6条（保険料の支払いおよび精算）

- (1)保険契約者は、保険期間開始前に加入手続きが完了した被保険者にかかる保険料については、第4条（通知）の通知月の翌月15日を払込期日とし、第4条（通知）の通知に基づき当社が算出した保険料（以下この特約において「保険料」といいます。）を払込期日までに当社に払い込まなければなりません。
- (2)保険契約者は、保険期間開始後に加入手続きが完了した被保険者にかかる保険料については、第4条（通知）の通知月の末日を払込期日とし、保険料を払込期日までに当社に払い込まなければなりません。
- (3)第5条（暫定保険料）の暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき保険料^(注)との間で、その差額を返還または請求して精算します。
- (注) 最終の支払期日に支払われるべき保険料
 保険料の合計額が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その差額とします。

第7条（保険料領収前の事故）

- (1)保険契約者が第6条（保険料の支払いおよび精算）(1)および(2)の払込期日までに保険料を払い込まなかった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)第6条（保険料の支払いおよび精算）の規定による保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、その保険料を算出するための通知の対象となる被保険者の被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（準用規定）

この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しない限り普通保険約款の規定を準用します。

ボランティア活動保険追加特約（一括精算方式）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、ボランティア活動保険普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
普通保険約款	ボランティア活動保険普通保険約款をいいます。
証券記載法人	保険証券記載のボランティア活動推進法人をいいます。
単位法人	証券記載法人の会員である法人をいいます。
保険の加入手続き	加入申込者が加入申込書に必要記載事項を記入のうえ、証券記載法人または単位法人に提出し、その内容を証券記載法人または単位法人が確認し、受付印を押すまでの手続きをいいます。

第1条（被保険者）

この特約において、普通保険約款賠償責任条項第2条（被保険者）①および損害条項第2条（被保険者）に規定する「保険証券記載のボランティア」とは、証券記載法人または単位法人にボランティアとして登録^(注1)した、またはボランティアとしてその法人から委嘱^(注2)を受けた自然人のうち、保険の加入手続きが完了した者としてします。

(注1) 登録

所属するボランティア活動団体を通じての登録を含みます。

(注2) 委嘱

所属するボランティア活動団体を通じての委嘱を含みます。

第2条（それぞれの被保険者に対する保険責任期間）

当社のそれぞれの被保険者に対する保険責任期間は、次の通りとします。

- ① 保険期間開始前に保険の加入手続きが完了した被保険者については、保険期間と同一
- ② 保険期間開始後に保険の加入手続きが完了した被保険者については、加入手続きが完了した日の翌日午前0時から保険期間終了時まで。

第3条（名簿の備付）

保険契約者は、被保険者の氏名およびボランティア活動の内容等を記載した名簿を加入手続きを受け付けた証券記載法人または単位法人に備え、当社がその閲覧を求めた場合には、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、毎月末日を締切日とし、締切日前1か月間に加入手続きを完了した者の数を、締切日後10日以内に第3条（名簿の備付）の名簿に基づき、当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った損害または被害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた締切日以前に実際に行われた
通知に基づいて、当社が算出した保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた締切日以前に遅滞および脱漏が
なかったものとして、当社が算出した保険料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を払い込まなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または

重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条（保険料率）

本保険契約における保険料率は、保険証券記載のとおりとします。

第6条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に年間見込ボランティアに第7条（保険料率）の保険料率を乗じた額を暫定保険料として当社に払い込むものとします。
- (2) 普通約款基本条項第2条（保険料の払込方法）(2)の規定に定める保険料領収までの間に生じた事故の取扱の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第7条（確定保険料）

保険期間終了後、第4条（通知）の通知に基づき当社が算出した保険料⁽⁴⁾と既に領収した保険料に過不足があるときは、当社はその差額を返還または請求します。

(注) 第4条（通知）の通知に基づき当社が算出した保険料
保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。

第8条（準用規定）

この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しない限り普通保険約款の規定を準用します。

天災危険補償特約

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受ける場合に付帯されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、ボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）傷害条項第3条（傷害保険金を支払わない場合）(1)①および②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、傷害保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第3条（保険金の支払時期）

普通保険約款基本条項第17条（保険金の支払）(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当社は、その調査を同条(2)の特別な照会または調査に加え、請求完了日⁽⁵⁾からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものと

045

します。

事由	期間
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第17条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

(注) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第16条（保険金の請求）(3)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

傷害補償対象外特約

当社は、この特約により、ボランティア活動保険普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、傷害保険金を支払いません。

人格権侵害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、ボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、保険証券記載のボランティア（以下「ボランティア」といいます。）がボランティア活動中にボランティアまたはボランティア以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合—その1）に掲げる事由に起因する損害および同条項第6条（保険金を支払わない場合—その2）に掲げる賠償責任に起因する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為⁽⁴⁾に起因する賠償責任
- ② 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 不実であることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により、被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

償責任
 (注) 犯罪行為
 過失犯を除きます。

第3条 (普通保険約款の読み替え)

この特約において普通保険約款賠償責任条項第3条(損害の範囲)④、同条項第4条(支払保険金)(1)、同条項第5条(保険金を支払わない場合—その1)、基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)、同条項第2条(保険料の払込方法)(2)、同条項第3条(保険責任のおよぶ地域)、同条項第4条(告知義務)(3)③、(4)および(5)、同条項第5条(通知義務)(4)、(5)および(7)、同条項第11条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)、同条項第14条(追加保険料領収前の事故)、同条項第15条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)同条項第16条(保険金の請求)(2)および(6)ならびに同条項第17条(保険金の支払)(1)の規定中、「事故」とあるのは、「不当行為」と読み替えて適用します。

第4条 (準用規定)

この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

初回保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第1条 (この特約の付帯条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア、この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出が、始期日の属する月の前月末日までになされること。
 - イ、保険契約者が、この保険契約の申込みおよび当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料払込期日に、口座振替によって初回保険料を払い込むことができます。
- (2) (1)の場合、保険契約者は、保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、保険料払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) (3)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料が分割して払い込まれるときは、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金相当額の全額の返還を請求することができます。

第5条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定は、この保険契約に付帯される保険料分割払に関する特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されず。
- (3) (1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料クレジットカード払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
保険料	告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合、通知義務の規定に定める事実が発生した場合または契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料を含みます。
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを受け付ける場合に付帯されます。

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、保険料をクレジットカードによって払い込むことができるものとします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 第2条（保険料の払込方法）の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時^(注)以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定を適用しません。

- ① 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。
ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対しこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

(注) クレジットカードによる保険料の払込みを承認した時

保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるとき

- は、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないもの
とします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合におい
て、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその
保険料を払い込んだときは、第3条（保険料領収前の事故）(1)の規定を
適用します。

第5条（保険料の返還の特則）

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める
保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料
を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領
収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料
の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の規定により、保険契約
者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に
従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険
契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、ク
レジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみな
して保険料を返還します。

第6条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険契約者が第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後
の取扱い）(2)の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書
面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、
この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準
用します。

初回保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約
款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定 められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場 合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。
保険料払込期日	始期日の属する月の翌月末日をいいます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先
に行う場合において、この特約を付帯する旨保険契約者が申し出て、当社
がこれを引き受けるときに付帯されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回保険料を払い込むことが

できます。

- ① 保険料払込期日までに、保険契約締結後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 - ② 保険料払込期日までに、①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2)(1)①により初回保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、この保険契約の始期日から初回保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事故の発生日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金相当額の全額の返還を請求することができます。

第5条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料を分割して払い込むことを定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) (1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
追加保険料払込期日	変更確認書記載の追加保険料払込期日をいいます。
払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行う場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

第2条（追加保険料の払込方法）

- (1) この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回追加保険料を払い込むことができます。
 - ① 追加保険料払込期日までに、訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 - ② 追加保険料払込期日までに、①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2) (1)①により初回追加保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が追加保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める追加保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が、契約条件変更の申出を承認する

場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。

第4条（追加保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（追加保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回追加保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事故の発生日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して次に定める保険金相当額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い請求した追加保険料	事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額
② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料	次の算式により算出される額 $\text{事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金相当額} - \text{第3条（追加保険料領収前の事故）(4)の保険金相当額}$

第5条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料支払手段に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

	用語	説明
ほ	保険料	普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、追加保険料を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を当社が定める決済手段によって払い込むことができるものとしてします。
- (2) 本条（1）の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続きを行い、保険料相当額全額の決済手続きを完了したことが決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- 第2条（保険料の払込方法）（1）の規定により保険契約者が当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続が完了した時（注）以後、普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- （注）決済手続が完了した時とは、保険期間の開始前に決済手続が完了した場合、保険期間の開始した時とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書を受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の取納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解約もしくは解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の債権の設定、譲渡もしくは消滅の通知

- 係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
 - ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
 - ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
 - ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
 - ⑩ その他前各号の事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

Chapter

3

返還保険料の お取扱いについて

返還保険料のお取扱いについて補足する事項がありますので、普通保険約款・特約とともに内容をご確認ください。

返還保険料のお取扱いについて

「用語の説明」

用語		説明
解約	保険契約者からの解約	保険契約者からのお申出によるご契約の解約をいいます。
	中途更改解約	現存契約をいったん解約し、現存契約と同一の保険契約者による新契約(賠償責任保険に限ります。)をその解約日を保険期間の初日として、現存契約の保険期間以上の保険期間で同一の保険会社(共同保険契約において少なくとも一つの保険会社とその構成会社として残る場合を含みます。)と締結することをいいます。
解除		当社が、普通保険約款またはご契約にセットされる特約の規定により行うご契約の解除をいいます。
無効		この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。
失効		この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。

<返還保険料について>

解約、解除、無効、失効または取消の場合の返還保険料は、下表のとおりです。

区分	返還保険料	
解約	返還しません。	
中途更改解約	返還しません。	
解除	返還しません。	
無効	保険金の不法取得を目的とした保険契約の無効	返還しません。
	上記以外	全額返還
失効	返還しません。	
保険契約者または被保険者の詐欺・強迫による取消	返還しません。	

ご注意

◆解約、解除、無効、失効、または取消の場合の返還保険料について、普通保険約款に記載しておりますので、ご参照願います。またセットされる特約にも返還保険料について記載している場合がありますので、合わせてご参照願います。

○ボランティア活動保険普通保険約款第3章第13条

万一、事故が起こった場合は

代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は、いち早く

0120-258-189 (無料)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク) 0120-632-277(無料)
東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～19:00 土日・祝日9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます)
<https://www.ms-ins.com>



S6320 2021.7

2021年10月1日以降開始契約用

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上

ポランテア活動保険をご契約いただくお客さまへ 重要事項のご説明

※個別申込書への記入・捺印(または署名)は、この
書面の裏面に添付してください。

この書面では、ポランテア活動保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みください。お申し込みの際は、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

この書面は、保険種類に応じた普通保険約款(※・特約(※)) (特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。事前に必要な場合は、取扱代理店または当社までお申出ください。保険契約者(※)と記名被保険者(※)が異なる場合(記名被保険者が複数の団体契約を含む場合があります。))には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※この書面を、ご契約後にお届けする保険証券とあわせて保管してください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項
ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

注意喚起情報

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組みおよび引受条件等

① 商品の仕組み

契約概要

ポランテア活動保険(普通保険約款)	+	特約(※)
①賠償責任条項 ⇒ 賠償責任補償		
②傷害条項 ⇒ 傷害補償		

(注) 必要な場合にセットします。セットできる主な特約については、「②セットできる主な特約」(4ページ)をご参照ください。

② 補償内容

被保険者

被保険者(※)は次のとおりです。

補償の種類	被保険者
賠償責任補償	① 保険証券記載のポランテア(※) ② ①の監督義務者
傷害補償	保険証券記載のポランテア

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

■ 保険金をお支払いする主な場合 契約概要

保険金をお支払いする主な場合

保険金(※)をお支払いする主な場合は次のとおりです。

補償の種類	保険金をお支払いする主な場合
賠償責任補償	日本国内において次のいずれかに該当する偶然な事故によって他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用など)に対して保険金をお支払いします。 ア.ポランテア活動中(※)に発生した事故 イ.ポランテア活動(※)に伴って提供した財物に起因する事故 ウ.ポランテア活動の結果に起因する事故 エ.ポランテア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の滅失、破損、汚損もしくは紛失または盗取 なお、エ.については、保管物について正当な権利を有する者に対する法律上の損害賠償責任のみが対象となります。
傷害補償	日本国内において、被保険者がポランテア活動中に被ったケガ(※)に対し、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

お支払いの対象となる損害・お支払いする保険金
 お支払いの対象となる損害・お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、適用される普通
 通保険約款・特約によりその他の保険金がお支払いされる場合がありますので、詳細は普通保
 険約款・特約でご確認ください。

補償の種類	お支払いの対象となる損害・お支払いする保険金について
(1) 損害賠償金	民法上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する増延損害金を含みます。)
(2) 損害防止費用	再故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
(3) 権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
(4) 緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用
(5) 協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
(6) 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

特約に別の規定がある場合を除き、上記①から⑥までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額(※)を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については(1)の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

なお、②の損害防止費用および④の緊急措置費用を除き、事前に当社の同意を要しますので、必ず当社までお問い合わせください。
 被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生からその日を含めて180日以内に死亡し、死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡・後遺障害受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。

※既に支払済みの後遺障害保険金額から既に支払済みの金額を差し引いた残額となります。

保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生からその日を含めて180日以内に後遺障害(※)が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。

※1 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合(※)に従って後遺障害保険金をお支払いします。

※2 被保険者が事故の発生の日からその日を合せて180日を超えてなお治療(※)を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を合せて181日目における医師(※)の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。

※3 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。

※4 既に支払済みの後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払済みの金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間満了後にお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

保険期間中の事故によるケガのため、入院(※)された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)、傷害入院保険金額×入院日数×入院の回数をお支払いします。

※1 事故の発生の日からその日を合せて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院の日数は180日が限度となります。

※2 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合は、入院保険金を受け取った場合は、入院保険金を重ねてお支払いしません。

死亡保険金

後遺障害保険金

入院保険金

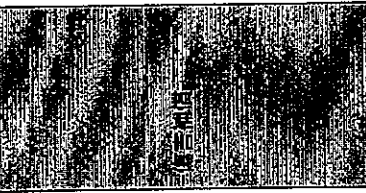
<p>手術保険金</p>	<p>保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術(*)を受けられた場合、次の算式によって算出した額をお支払いします。</p> <p>① 入院中に受けた手術の場合…[入院保険金日額]×10</p> <p>② ①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5</p> <p>※ 1事故に基づくとケガについて、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくとケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式により算出されます。</p>
<p>通院保険金</p>	<p>保険期間中の事故によるケガのため、通院(*)された場合、[通院保険金日額]×[通院の日数]をお支払いします。</p> <p>※ 1 通院されない場合で、骨折、脱臼、韌帯損傷等のケガを被った所定の部位(*)を固定するために医師の指示によりギプス等(*)を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。</p> <p>※ 2 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては保険金をお支払いいたしません。また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。</p> <p>※ 3 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いいたしません。</p> <p>※ 4 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いいたしません。</p> <p>※ 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷患の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼・灸・マッサージ等の医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。</p>

■ 保険金をお支払いしない主な場合 ■ 契約概要 ■ 注意喚起情報

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<p>補償の種類</p>	<p>保険金をお支払いしない主な場合</p> <p>○ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意によって生じた損害</p> <p>○ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害</p> <p>○ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動に起因する損害</p> <p>○ 核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に起因する損害</p>
<p>賠償責任補償</p>	<p>賠償責任補償</p>

<p>賠償責任補償</p>	<p>○ 被保険者の心神喪失に起因する事故による損害</p> <p>○ 被保険者の、または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する事故による損害</p> <p>○ 航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する事故による損害</p> <p>○ 被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する事故による損害</p> <p>○ 提供物またはボランティア活動の結果が、所期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する損害賠償責任。ただし、提供物の本来意図しなかった悪影響によって発生した事故に起因する損害賠償責任は除きます。</p> <p>○ 被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>○ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者による次のいづれかに該当する業務の遂行に起因する事故による損害</p> <p>ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案</p> <p>イ. 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示</p> <p>ウ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人がその資格に基づいて行う施術</p> <p>○ 被保険者と第三者の間に損害賠償に關し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>○ 提供物のかしによる提供物自体の損壊に対する賠償責任 等</p>
<p>賠償補償</p>	<p>○ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ</p> <p>○ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ</p> <p>○ 自動車等(*)の無資格運転、酒気帯び運転(*)または麻薬等を使用し、この運転中のケガ</p> <p>○ 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ</p> <p>○ 妊娠、出産、早産または流産によるケガ</p> <p>○ 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。)</p> <p>○ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ</p> <p>○ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ</p> <p>○ 核燃料物質等の放射性、爆発性等によるケガ</p> <p>○ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(*)、腰痛その他の症状を訴えている場合であって、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(*)のないもの</p> <p>○ 入浴中の溺水(*) (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)</p>



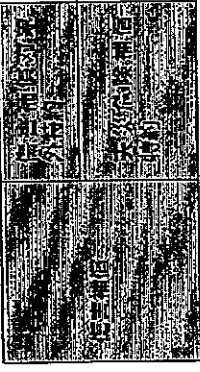
○原因がいかなるときでも、誤嚥^{誤嚥}によって生じた肺炎
 ○山岳登山、スカイダイビング、バンググライダー、搭乗などの運動
 を行っている間に生じたケガ
 ○乗用具^(*)を用いて競技等をしている間(競技等に準ずる方法、敵
 様により乗用具を使用している間を含みます。)のケガ
 (○)次のいずれかに該当するボランテニア活動をしている間のケガ
 海難救助ボランテニア活動、山岳救助ボランテニア活動、野焼き
 または山焼きを行う森林ボランテニア活動、チェンソーを使用
 する森林ボランテニア活動、鋸器を使用する吾妻駆除ボランテニア
 活動
 (○)職業または職業に準ずっている間のケガ
 等

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約
 款・特約の「保険金をお支払いしない場合」呼の項目に記載されており、必ずご確認ください。

③セットできる主な特約

セットできる主な特約は次のとおりです。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせくださ
 さい。

特約の種類	特約名	特約の概要
補償の範囲	ボランテニア活動(山岳救助活動、野焼き活動、山焼き活動、森林活動、チェンソー活動、鋸器活動)	次のいずれかに該当する自然人で保険の加入手続が完了した方を被保険者とする特約です。 ア. 保険契約者(保険契約者の会員である法人を含む)にボランテニアとして登録した方 イ. ボランテニアとして保険契約者(保険契約者の会員である法人を含む)から委嘱を受けた方 毎月、保険の加入手続が完了した方の数をご通知いたします。毎月、保険料 ^(*) を払い込んでいただきます。
賠償責任補償	ボランテニア活動(山岳救助活動、野焼き活動、山焼き活動、森林活動、チェンソー活動、鋸器活動)	次のいずれかに該当する自然人で保険の加入手続が完了した方を被保険者とする特約です。 ① 保険契約者(保険契約者の会員である法人を含む)にボランテニアとして登録した方 ② ボランテニアとして保険契約者(保険契約者の会員である法人を含む)から委嘱を受けた方 保険契約締結の際に保険期間中に対象となるボランテニアの数の見込数値を連絡いたします。毎月、保 険の加入手続が完了した方の数をご通知いた 保険期間終了後、確定した数値に基づいた確定保 料と暫定保険料の差額を精算させていただきます。



傷害補償を補償の対象外とする特約です。
 傷害補償で保険金をお支払いしない場合である地震、噴火、漏洩およびこれらに伴う秩序の混乱に基
 いて発生した事故をお支払いする特約です。

④保険期間・補償の開始時期

■保険期間
 保険期間は1年間です。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客様が実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の「保険期間」欄にご確認ください。

■補償の開始時期
 始期日^(*)の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、保険料の払込みが完了された場合(注)を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、払込みを怠った場合、始期日から取扱代理店または当社が保険料を徴収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。

(注)保険料の払込みが完了される場合は、(4)保険料の払込み滞り期間等の取扱い^(*)のページをご参照ください。

なお、ボランテニア活動(保険追加特約(月例特約方式)またはボランテニア活動(保険追加特約(一括特約方式))がセットされた場合、始期日以降に保険加入手続が完了した被保険者については、加入手続が完了した日の翌日午前0時から補償を開始します。

⑤支払限度額等

支払限度額・保険金額^(*)とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。詳細は(2)補償内容^(*)にお支払いの対象となる損害をお支払いする保険料^(*)(2~3ページ)をご参照ください。
 お客さまが実際にご契約いただく支払限度額・保険金額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額・保険金額」欄および「免責金額」欄にご確認ください。

(2) 保険料

保険料は、保険金額等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。
 お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にご確認ください。

(3) 保険料の払込方法

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です。)。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○: 選択できます X: 選択できません

主な払込方法	一時払
口座振替	○
クレジットカード(振込専用方式)	○
郵便振込	○
請求書払	○

(ご契約時に保険料を払い込む方法の場合)
 保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を徴収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料払込方法が口座振替、払込票払、請求書払の場合は、保険料払込日(※)までに保険料を払い込んでください。保険料払込日(※)の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 口座振替で保険料が払い込まれなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、保険料払込日(※)の翌々月末日までに払込みを滞ります。ただし、分割払のご契約の場合には、保険料払込日(※)到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

【例】保険料の払込前に生じた事故による損害が発生した場合の取扱い
 原則として取扱代理店または当社が保険料を徴収しない場合があります。当社で引戻保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いいたします。

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

保険契約者または被保険者には、ご契約時に危険(※)に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)。
 保険申込書(※)に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書(※)の記載内容を必ずご確認ください。

(注) 当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が異なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。
 補償の範囲が異なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

2 契約締結時におけるご注意事項

(2) クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。ただし、次のご契約はクーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 営業または事業のためのご契約 ○ 保険期間が1年以下のご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約 ○ 通信販売特約に基づき申し込みされたご契約

クーリングオフの詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(3) 保険料領収証の発行

保険料を払い込んでいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください(※)。

(注) 保険料の払込方法が口座振替、クレジットカード払等の場合には発行されません。

(5) 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報
取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

(3) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報
引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を實質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返戻金80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(4) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報
この保険契約に関する個人情報、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内、ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

④当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
⑤提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、当社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

(5) ご契約条件について

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただきますことがあります。あらかじめご了承ください。

(6) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
①当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(7) 事故が発生した場合の手続

① 事故にあわれた場合の当社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ううえで、取扱代理店または当社にご連絡ください。

- ① 損害の発生および拡大の防止
- ② 相手の確認
- ③ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日受付窓口
三井住友海上損害保険株式会社
0120-258-189

② 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の①●を付している書類のうち、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社にご相談ください。

※1 提出いただいた書類には●を付しています。「」が付けられている場合は、ご提出いただく必要はありません。

※2 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほかをそれぞれ的情的に定める書類をご提出いただく必要があります。

※3 事故の内蔵、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願います。場合が異なりますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類		補償項目	
書類の例	賠償条件	賠償条件	備考
(1) 当社所定の保険金請求書	●	●	●
(2) 当社所定の事故内容報告書、損害の発生を証明する書類およびその他これに類する書類(注) (注) 事故発生時の状況、口断、場所、事故の原因、関係者または関係者の氏名を記載したものをいいます。	●	●	●
(3) 対象の損害であることを証明する書類 ・ ボランティア活動推進法人またはボランティア活動団体(注)の責任者が発行する下記の書類 ・ ボランティア活動中の事故であることを証明する書類 ・ ボランティア活動団体の構成目であることを証明する書類 ・ ボランティア活動推進法人の委任を受けた方はボランティア活動推進法人に登録した方であることを証明する書類	●	●	●
(4) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を証明する書類 ① 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を証明する書類	●	●	●

③ ①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求者を証明する書類

④ 損害賠償請求者に対する損害賠償の額を証明する書類
⑤ 共同不品行為の場合に第三者等に対する権利の移転を証明する書類

(5) 身体障害、ケガの発生およびその額を証明する書類
(1) 死亡事故であることを確認する書類

(2) 被害者または関係者の氏名を証明する書類
(3) その他傷害事故の損害の内容・程度を証明する書類

(5) 被保険者が負担した費用の額を示す書類

(7) その他必要に応じて当社が求める書類
① 保険金請求権者を証明する書類

(3) 他から支払われる損害賠償金・保費金・給付金等の額を証明する書類

権利移転証(兼)念書	●	●	●
死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本	●	●	●
当社所定の診断書、診療状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、調剤に関する同意書	●	●	●
支出された損害防止費用・権利保存費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書	●	●	●
住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書	●	●	●
示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知書	●	●	●

■ 重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金を請求できる場合があります（「代理請求人制度」）。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

■ 当社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づき先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

③示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

保険に関する相談・苦情
お問い合わせは

三井住友海上の窓口(無料)

0120-632-277

【受付時間】
平日 9:00~19:00
土曜・祝日 9:00~17:00
(年末年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関 任意調停業務

当社は、紛争を迅速に解決し、お客様の負担を軽減するために、指定された指定紛争解決機関(任意調停業務)と提携しています。任意調停業務とは、当事者間の話し合いがまとまらずに争いが生じた場合、指定された指定紛争解決機関(任意調停業務)が、当事者間の話し合いを促進し、争いを解決するための業務です。

一般社団法人日本損害保険協会 (JFADRセンター)

0570-022-808 (お電話) (有料)

【受付時間】 平日 9:00~19:00
土曜・祝日 9:00~17:00
(年末年始は休業させていただきます) (https://www.sonpo.or.jp)